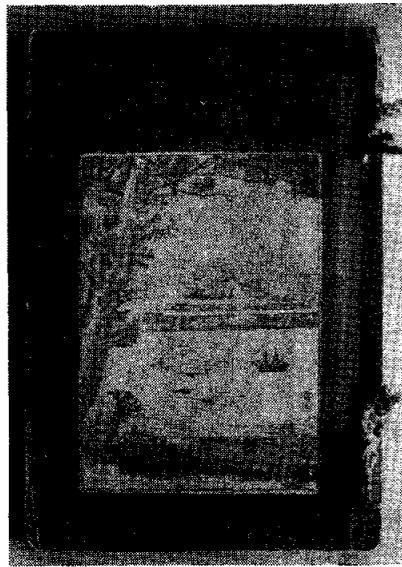


北海道自然保護小史 (三)

儀 浩 三



III 近代的自然

保護の生成と

展開

一、都市公園

の発祥

(一) 借楽園——日本

最初の公園づくり

岩村判官の着想

札幌市北区北七条西六〇七丁目付近は、現在でこそ平凡な市街地の一部になっているが、ここは札幌ではじめての、というよりは日本ではじめての、近代的公園としてかつて借楽園が存在していたところである。

北海道志(明治十七年)に、「借楽園 札幌区北六条ノ西端ヨリ琴似村界ニ接ス 明治四年開拓判官岩村通俊開築シ 以テ遊観ノ所ト為ス」とあるとおり(一)借楽園は「遊観ノ所」すなわち公園として、明治四年に開設されたのである。それは現在の北海道大学の敷地の大部分もその範囲に入っていた広大なものであったが(約三十万坪)、借楽園の中には「天造人作ノ諸物ヲ蒐集シ衆庶ノ縦覧ニ供ス」る博物館や、「内外凡百ノ植物ヲ栽シ風土ノ適否ヲ試ルヲ主トス」る育種場、さらには「札幌祭ノ時競馬ヲ行フ所」の競馬場などもあり、勸業課一号園とも呼ばれたので、そのすべてが公園としての機能を

はたしていたというのではない。

ところで日本に近代的な公園制度が生まれたのは、よく知られているように明治六年のことである。それは太政官布達として、//東京、京都、大阪をはじめ人口の多い地方の「古来ノ勝区名人ノ旧跡等 是迄群集遊観ノ場所」で課税対象外の国有地である「高外除地」については、「永ク万人借楽ノ地トシ公園ト可被相定ニ付」各府県では候補地をえらび、大蔵省へ伺い出るように。//と指示したものである。その結果、東京の上野、浅草公園をはじめ全国的につぎつぎと公園が設置された。しかしこれらの公園は、新たに公園が造成されたのではなく、江戸時代からの古来の勝区、群集遊観の場所であったところに、「公園」という制度をあてはめたものであった。

しかしながら無人の原始境を伐り開いて本府創建をはじめた札幌には、古来の勝区も群集遊観の場所もなかった。札幌本府は明治二年、島判官によって建設に着手され、岩村判官、西村権監事とその構想を發展させることによって、明治四年には街区が整然と縦横に区画された都市の骨格がかたまつた。そのとき借楽園はすでに位置づけられていたので、借楽園は明治六年の太政官布達に先だつたものであり、しかもそれは自然発生的な遊観の場所ではなく、都市の施設として最初から、意識的、計画的に整備されたという点に意義が見出されるのである(二)。北海道の開拓は外人顧問の指導、助言によって進められたことが多いが、ケプロンが日本(東京)に到着した明治四年七月には、すでに札幌の都市としての地割は定まっていたから、遊観の所として借楽園を築いた発想そのものには、御雇外国人の直接的な影響はないものと考えられる。

//借楽園の名称は水戸の借楽園に由来しているものであろうが、水戸の借楽園は水

戸藩主徳川斉昭が、天保年間に自らの庭園として築造し、それを民衆のレクリエーション利用に限定条件をつけて開放したものであつて、「余(藩主)が楽しみを同じくする意なり。よつてこれに命じて借楽園という」との趣旨で命名したものである。岩村判官をはじめとする開拓使官吏は、札幌の創建にあたり、官が民と楽しみを偕にする場所として、借楽園の地を選んだものであろう。

天然の勝地

借楽園の立地条件については、「自然の山水をたのしみ得られる地況ではなく」平凡なところにすんで群集遊観の場所を設けたと評価する説もあるが(2b)、借楽園のあつた場所は、起伏こそ大きくはなかったが、自然景観の優れたところであつた。このあたりはアイヌ語でヌブ・サム・メム(野の傍の泉池)と呼ばれたところで、シャクシコトニ川の清流が泉となつて湧きだす風光明媚なところだつた。

明治十九年に山県有朋内務大臣、井上馨外務大臣一行の北海道視察に同行した新聞記者関直彦は、借楽園と園内の清華亭(明治十三年に完成した迎賓館的な建物で、明治十四年には明治天皇行幸の御休憩所にあてられた。現存する。)について、「殊ニ結構ナリシハ此亭ト園トノ風致ナリ。此亭ハ札幌市街ノ町外レニアリ亭広カラズト雖モ清潔ナリ。園ハ最モ広ク大樹生ト繁レリ。樹ヲ回リテ池ヲ穿テリ。池水ハ最モ清潔ニシテ常ニ新陳交替流通スルヲ以テ一点ノ汚穢ヲ止メズ」と報じている(3)。このような清流があつたからこそ、明治十年には御雇外人トリートの指導を受けて、借楽園内でサケの人工ふ化試験が行われたのである。そしてこれは北海道におけるふ化事業の発祥であつた。

和洋風の造園

借楽園はこのような自然の風光に恵まれたところで、明治四年に開園されたが、明治十年にはさらに手が加えられた。開拓使事業報告には「園ハ札幌空知通ニ在リ 高樹鬱蒼清泉涌出天然ノ雅致アリ 明治四年亭榭ヲ築キ衆庶遊息ノ処トシ 命テ借楽園ト曰フ十年更ニ修補シ草萊ヲ芟リ涌泉ヲ疏シ 殊ニ暑趣ヲ加フ」とある(4)。すなわち雑草を刈り、水流を整備するなどして、より公園らしくなったのである。また園の一部には温室が設けられ、御雇外国人ベーマーが指導にあたつていたので、花壇、ローンなど洋風の造園手法もとりにていた。

明治十年代の借楽園について宮部金吾博士は自叙伝の中で、「(借楽園に)入るとすぐ

右にあたり池に面して平家の博物館があつた。そこには北海道の天産物やアイヌの作品等が陳列してあり一般の縦覧に供して居た。……此等の建物(博物館、化学試験の製物場、清華亭、ベーマーが作らせた温室)の外、借楽園には何物もなく、実に天然の勝地であつた。松や桜が移植せられ、また花壇もあつた。その他全体がローンを以て覆はれてゐた。借楽園の地続きに開拓使の育種場の広い土地があつた。その後この土地と施設全部が札幌農学校へ保管転換され、今日の北大農学部の一部及び理学部の敷地となつてゐる。」と回想している(5)。

借楽園の消失

このように借楽園は札幌のオアシスのような機能をはたしていたが、開拓使が廃止され、三県時代をへて北海道庁時代になると、ここを公園として存続させる熱意は失われ、明治二十四年の「札幌繁昌記」には、借楽園が勝地であることを述べたあと、「然れども開拓使廃せらるるに及び、育種場又た廃せられ、競馬場は中島公園地へ移り、境界縮少し、今は只た僅に借楽亭、清華亭等旧時の美観を存して、徒らに風流雅客の詩囊を揮はしめ運座等に空しく断腸せしむるのみ。」と記してある(6)。

明治三十年一月、借楽園の公園的機能に終止符をうつ日がきた。北海道史・付録(大正七年)の年表には「是月(明治三十年一月)札幌の勝地借楽園を対馬嘉三郎に払下げしに付、有志者慨嘆す。」と記録されている。対馬嘉三郎は開拓使吏員を引退し、開拓使から官営工場(醸造所)の払い下げを受けて酒造業をいとなんでいた実業家で、後には札幌区長となり、衆議院議員、札幌商業会議所会頭などをつとめた有力者である。対馬は借楽園を私有するところで料亭をはじめた。明治三十二年の「札幌案内」には、「園内老樹參差(長短入りまじる)たるの処清泉流れ地境頗る幽邃なりしも、同園は今や対馬嘉三郎氏の所有に帰し、斎藤いくなるもの貧居旗亭を営むを以て、地甚だ俗了せり。」とあり、しかもその女将は「幾老練を以て聞ゆる」と、借楽園のあわれな末路が記されている(7)。

借楽園の公園としての機能を廃止し、これを払下げするという方針がうたされた理由と背景としては、(一)開拓使時代の官営工場などは北海道庁の設立とともにすべて民間に払下げられたこと。(二)明治二十年、札幌市街地の南部に広大な中島公園が新たに造成されたこと。(三)札幌駅北側一帯の市街地発展を期待したこと。(四)払下相手の対馬が有力者で

あり、政治力を發揮したこと。などが考えられる。現代であれば、黒い霧として大問題となる事件であるが、当時の庶民は泣き寝入りせざるを得なかつたのであろう。後年の官製の道史年表に「有志者慨嘆す」と記し得たことが、せめてもの抵抗だつたのかも知れない。

「岩村判官の逸事」によると、「岩村氏ノ計画ハ、北ハ借楽園、南ハ中島、西ハ円山、東ハ苗穂—今ノ御料局付属果樹園ノ辺—ニ公園ヲ設ケ、其間ヲ市街トナスノ規模随分大ナリキ」とあるが、これが事実とすれば、岩村判官はすでに明治初年に「公園系統」を意識していたことになる（日本で最初に公園系統が検討されたのは明治二十一年の東京市区改正設計）。しかし結果的にはこれは実現せず、しかも借楽園をつくつたのが岩村通俊開拓判官であり、後年にいたつてその縮小廃止を方向づけたのが岩村通俊北海道庁長官だつたというのは、歴史の皮肉なめぐりあわせというほかない。

現在、借楽園跡地には清華亭のみが札幌市文化財として保存されている。しかしここを訪れても、日本における計画的公園づくり第一号の榮譽をしのべるような環境は、ほとんど残されていない。

(二) 名寄公園など——計画的な公園づくり

計画都市

北海道の都市は沿岸部および道南地方の一部をのぞいて、内陸部では都市の発生時点から計画的な街づくりが行われてきた。この点は本州の諸都市が、城下町、宿場町、門前町、市場町などとして発展したものが多く、対照的である。大島圭介は榎本武揚などとともに五稜郭で戦つた旧幕臣として有名であるが、開拓使吏員として、明治五—七年にアメリカ、イギリスに出張を命ぜられたさい、都市計画のあり方にも関心をほらい、「新規に都市村落を開き候には、最初より市街の割付方、必要のことにして、必ず碁盤の目方に割付け、十分に町中を広くし、下水の付方に注意し、高処を積み、飲料水の貯処を作ること大切と存じ候。欧米にても、古き都市に町幅狭く、割方悪しく、今に至り容易に之を改正し難く、諸人難渋致候。」と報告している。

北海道内陸部に計画的に造成された都市としては、札幌をはじめ、旭川、帯広があり、農村地帯の中心をなすべき計画的な市街地としては、北見(野付牛)、名寄、美幌、中標津、標茶など、その例は枚挙にいとまない。これらの計画都市の中で、公園はどのように位置づけられていたかを見てみよう。

旭川の遊園地構想

旭川は上川地方開拓の拠点都市として、北海道庁設立後まもなくの明治二十二年、ほとんど無人の原野に市街予定地の区画設計が行われた。その計画を担当したのは道庁第二部の時任静一で、彼は美瑛川の左岸(現神居)に第一市街地五九万八千坪、第二市街地八五万一千坪を予定し、ウシユベツ川と忠別川の間(現旭川市中心部)に第三市街地一—三万五千坪を予定した。いずれも区画整然とした街割りとし、それぞれに官衙予定地を設けた。第二、第三市街地の間(現神楽)は皇宮地付属地(離宮予定地)とされたが、とくに注目されるのは、第一市街地予定地の北側、石狩川にのぞみ、嵐山と対する地区(現台場)に三五万四百坪の遊園地が計画されたことである¹⁰⁾。

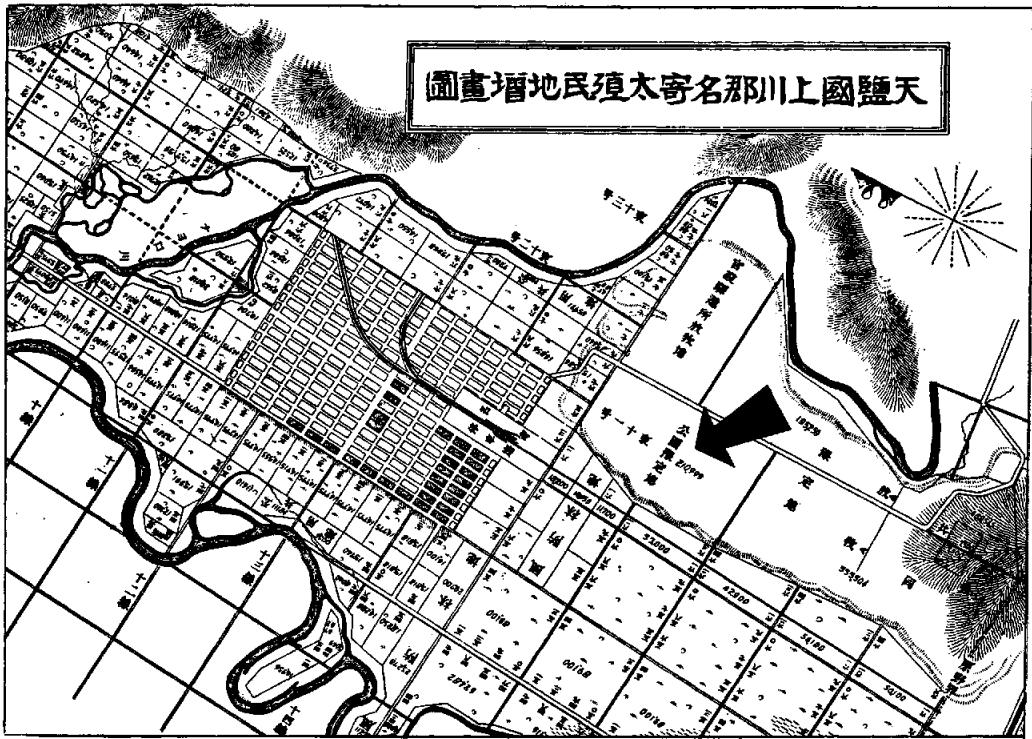
この計画を担当した時任静一はニューヨーク大学卒業の工学士だつた。彼はニューヨークで、その頃でできたばかりで評判が高く、かつアメリカの他都市にも公園づくりの大きな動機をあたえつつあつたセントラルパーク(一八五八年着工)を見てきたにちがいない。彼はアメリカでみた近代都市の夢を上川原野に実現しようとした。この遊園地三五万坪は市街予定地面積の約一二%にあたる、緑ゆたかな構想だつた。(現在の旭川市は市街化区域六、五九〇haに対し公園は一八三haで二・七%)

ただ残念ながら時任はまもなくその職を去り、明治二十七年には計画が手直しされ、旭川の街は第三市街地を中心とすることとなり、第一市街地、遊園地予定地は廃止されて普通貸下地に編入され、やがて農耕地となつてしまった。

現在、この遊園地予定地は札幌方面からの国道十二号線沿線にあたり、けばけばしいホテルが目ざわりとなつてゐる。結果的に実現はみなかつたといふものの、旭川市の創建当時、先人の近代的知性によって、市街地の一二%におよぶ大公園が計画されていたといふことは、心に留めおかなければならない。

農村計画

明治初年の北海道開拓は、屯田兵などの場合をのぞき、多くの移民は自ら開拓適地をさがし求めなければならなかつたので、移民は土地の選択に時間と資金を空費し、しかも選択を誤ることが多かつた。そのため道庁が設立されて以降は、道庁側であらかじめ土地の自然的、社会的状況を調査し、殖民適地を選定し、区画割りを実施することとなつた。この区画は農村予定地に三〇〇間四方の碁盤目状区画道路を設け、さらにこれを



間口一〇〇間、奥行一五〇間(面積五町歩)の六戸分に区画したもので、現在でも北海道の農村にみられる区画整然とした区画割りと、一戸あたり平均五町歩という経営面積は、このとき基礎づけられたものである。

ところで明治二十九年に定められた「殖民地選定及び区画施設規定」によれば、農村に要する公共用地等として、次のものがあげられている。(一)道路または排水渠敷地(幅四〜一〇間)、(二)保存林(風防、風致、水源涵養林。風防林は少くとも一、八〇〇間毎に存置)、(三)市街地(三〇〇〜一、〇〇〇戸)、(四)官衙公署及び共有地(一五、〇〇〇坪以内)、(五)学校、病院敷地(学校三、〇〇〇坪、病院一、五〇〇坪)、(六)神社、寺院敷地(各一、〇〇〇坪)、(七)公園、遊園地(坪数適宜)、(八)墓地、火葬場(一五、〇〇〇坪内外)、(九)町村共有地(耕地三〇万坪)、(十)薪炭林及草刈場(薪炭林一戸二、〇〇〇坪、草刈場一戸一五、〇〇〇坪)。これは当時としてはユニークな農村計画であり、計画的に留保された公共用地が、その後の都市計画などの事業に果たした役割はきわめて大きいものがあつた。

この殖民地区画測設は、明治三十三年の十方町歩を筆頭にして、総面積一二〇余方町歩に達した。このうち(七)公園、遊園地が最も典型的にあらわれたのは名寄市街である。そのほか保存林(防風林など)や公共用地はどの地区にも必ず設けられ、これらが後に公園用地に転用された例は、小樽、北見、倶知安、美幌、遠軽などにみることができると。

名寄公園

旭川が計画的村蕃を形成しはじめた明治二十年代には、それ以北の天塩地方は「人民未だ殖せず」という状況であつたが、明治三十四年には、農村市街地として名寄の区画が測設された。それは南北九一八間、東西六〇九間で、上図のとおり、「縦横区画し其整正なること蕃盤の目の如し、而して市街の中央を貫きて交叉する二条の大通を設け、道幅各々二十間となし」たものであるが、もちろんこれは無人の原野に想定されたものであり、「市街地皆草原にして唯淵葉樹の点々散生するを見るのみ、地面凹凸少く概ね平坦にして、土地乾燥せり」という状況であつた(註)。

三十五年には市街区画一、八二三区画を競売に付したところ、入札数は一七、二三三という盛況を呈したという。また鉄道も通ぜぬ酷寒の原野の市街予定地に殺到した人々は、「旭川町及其付近の者最も多く、小樽区の者之に次ぐ。又府県より来りて入札せる

人もあり。」というものであったが⁽¹¹⁾、新天地開拓に対する当時の人々の意気込み、あるいは投機性といったものが感ぜられる。

ところで名寄市街予定地には園のとおり、市街の東南方に公園予定地二一万坪が確保されていた。これは市街予定地五六万坪に比較すれば相当に高い公園緑地率であるといわなければならない。名寄市街はその後明治三十六年に鉄道が開通すると続々と転住者が入地し、明治四十年には戸数一、九七五戸、人口七、五二二名になり、医院、旅館、各種商店が軒を並べ、ほぼ現在の市街地の中心部が形成されたという^(12a)。

名寄公園予定地はその後も留保され、大正十四年には北大の星野勇三博士に公園計画を依頼し、マスタープランができあがっていたが、本格的に公園として整備されたのは昭和九年に名寄に都市計画法が適用された後で、昭和十年に池水堰堤、歩道などが完成した^(12b)。

その後はこの公園の一部が名寄農業高校用地などとしてさかれ、現在の公園は殖民地区画測設当時の五分の一ほどになっているが^(12c)、それでも名寄公園は地方都市としては誇るべき内容と沿革をもっているといえる。

倶知安、網走など

羊蹄山麓の倶知安の旭ガ丘公園は、殖民地画のさい公園予定地とされたものではないが、官林として留保されていた。明治三十七、八年ごろに、この官林は解放されることとなったため、貸下出願者が続出したが、当時の岩内支庁長山田有斌は、この林地をみて、「この地帯は将来公園となるべきところだから、村有地としておいた方がよいだろう。日露戦の記念植樹とあわせ公園予定地の標識を建てるとよい。」と村の理事者を指導し、その結果、土地は村有地となり、公園予定地に指定されたという⁽¹³⁾。

なお山田有斌はそれ以前の明治三十三年にも、小樽の手宮に公園をつくるべく、国有未開地を共同遊園予定地として下付するよう働きかけた実績があるので⁽¹⁴⁾、公園に理解のある行政官であったといえよう。

網走の桂が岡公園は網走郷土博物館があることでも知られているが、明治四十五年の「北見繁栄要覧」には、「公園地は今尚ほ予定地にして、公園たるの設備されず、面積数万坪にして、市街南通りに接する高丘なり。」と記されている。この公園予定地は少くとも明治三十三年より前に、網走町が国有地の無償貸付をうけて、公園予定地とした

ものであるという⁽¹⁵⁾。

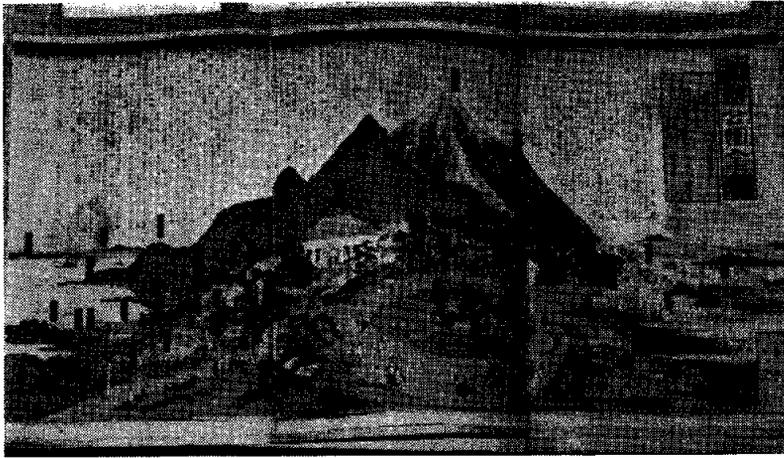
北見(野付牛)は明治三十年に屯田兵が配置されたことが街の開基とされているが、明治四十一年にはやがて鉄道が開通するのを見越して市街区画が行われた(明四四・池田・野付牛、大正元・野付牛・網走開通)、そのさい市街中心部の役場予定地の隣に開村記念碑広場を設けることとした。これは現在も市役所前の小公園として市民の憩いの場となっている⁽¹⁶⁾。

このように北海道では、街の発展の初期の段階で、公園予定地が意図的に確保されていた例を随所に見出せるのである。ただ、この段階では公園緑地の量的、質的な目標が定かにされなかったのは、やむを得なかった。しかし明治三十六年には、「本道の市街を見るに本道は新開地の事として之(公園)が設定概ね国有地内に於てせらるるを以て、若し能く如上の道理(都市内の公園森林の必要性)と利害とを勘考せば、自由自在如何様にも之が設備を予定し得ること勿論なり。……少くとも(市街地の)東西南北各方面に一カ所以上の森林を存置するの計画を為し置かんこと最も肝要なるべしと思はるるなり。而して是等の森林は其市街の漸次発達して負担力の膨脹するに伴ひ、順次公園としての設備を為すに至らんこと亦た期すべきなり。」という論説がみられるまでに⁽¹⁷⁾、一部識者の間では公園の意識が高まっていたのである。なお明治三十六年という年は、日本ではじめて本格的に造成された公園として、東京の日比谷公園が開園された年である。

(三) 函館公園など——公園づくりにみる国際性と市民意識

国際的に要求された函館公園
日本の公園制度はすでに記したように明治六年の太政官布達によって、「古来ノ勝区」
「是迄群集遊観ノ場所」が新たに公園として発足したのであるが、横浜、神戸は国際開港場であったため、太政官布達とは関係なく「居留外人の熱烈な要求によって動かされた結果」として、公園が生れたという特殊性をもっている⁽¹⁸⁾。ところが函館公園の発祥についても、やはり同じような事情のあったことが知られているのである。

すなわち「函館公園全図」(明治十五年)の錦絵をみると⁽¹⁹⁾、「函館公園記」という一文がのっているが、その中で、「我函館港ハ北海道ノ咽喉ニシテ且ツ開港通商ノ場ナルヲ以テ、内商外客常ニ輻湊シ頗ル繁熱ヲ極ム、而ルニ其煩ヲ避ケ間ニ就キ逍遙心ヲ娛



函館公園の錦絵（明治15年）

メ神ヲ養フノ地ナキニ苦シム」と、来港外国人が静かなレクリエーションの場を求めている様子を語り、続いて「開拓使庁深ク之ヲ憐ミ、明治六年好景ノ地ヲトシ一園ヲ開カント謀ル」とあって、開拓使が函館市民のためというよりは、外国人のために公園造成を発意したことを語っている。

こうして函館公園は明治七年に形ばかりの体裁をととのえたが、外国人にとつてはまだ満足なものではなかった。そこで「十年十一月、函館駐劄大不列顛國領事雄須伝氏大

ニ公園改築ニ志アリ」として、ユースデンは地元大商人の渡辺熊四郎（海産商、洋品商などを営む。現森屋デパート創始者）に公園改築の件をはかり、自らも金を寄付し、ユースデン夫人には花卉栽培にあたらせたのだった。

公園改築への地元民の協力

こうして在留外国人から公園の意義について教えられた地元民は、がぜん公園の必要性にめざめた。とくに渡辺熊四郎は以前から公園に関心をもっていたが、「是ニ於テカ感奮措カズ有志輩ト議シ、翌十一年一月卒先シテ金千円ヲ捐テ以テ他ヲ激励ス」とはりきったので、公園周辺の土地所有者は「公園接近ノ地ヲ献ジ、其他競フテ貨ヲ納レ、工ヲ助ル者甚多シ」という反響があらわれた。

こうなってくると役所もだまっておれなくなり、「区长常野正義モ亦大ニ此挙ヲ賛助シ、奔走尽力至ラザル所ナク其用大ニ備」わり、またさきに住民意識が低調で「民情未ダ諧カズ」とみた開拓使も、「時正ニ至レリ」として、「公園接近ノ地ヲ官ニ買ヒ扞テ一万四千六百歩ニ至リ、花卉ヲ贈テ之ヲ植シメ、長官黒田公ニ請フテ費用若干円ヲ下シ、且毎年金五百円ヲ下シ、四年ヲ限り以テ永遠保持ノ方ヲ立テテシムルヲ約シ」たのであった。

工事は順調にはこんだが、休日には開拓使吏員も樂山を造るなどの奉仕作業を行った。それを見た住民は「近村ノ婦孺女緇流（僧侶）ニ至ルモ来テ土工ヲ助ケ、会スルモノ日ニ数百逐ニ日ナラズシテ之ヲ成ス」というほど積極的に公園づくりに参加した。

このように函館では、国際港として外来文明の影響をいちはやく受けて市民が公園の必要性をさとり、官民あい協力して公園の造成にはげんだという、まことにユニークな歴史をもっているのである。函館公園の開園式がはなばなしく行われたのは、明治二十一年十一月三日（天長節）のことであった。今日でも函館公園には当時の面影が残っており、当時の地元民が寄付した石灯籠なども現存している。

公園の効能

「函館公園資料」には「公団の効能」と題する明治十一年十二月十二日の函館新聞投書記事がある。投書者は松浦佐与介という人で、その大要は次のとおりである。

先日の日曜日に函館公園を訪れたところ、老人二人が公園について話しているのが聞えた。一老人は、自分が若ければここに立派な家を建てて妻と一緒に公園の景観を楽しみたい、という、もう一人の老人は「我ハ荆妻賤娘ト共ニ樂シムヲ好マズ、彼ノ蓬萊町ノ婀娜ナル芸妓ヲ睥シ之ト共ニ飲菜セント欲ス」と答へ、それにしてもお互に年老いて楽しみが少なくなったが、「今日ノ少年子弟ハ何ゾ幸福ヲ得ルノ多キヤト互ニ嘖々シテ止マズ」と長話が続いた。しかし考えてみるとこれは公園を誤解しており、見過しにできないことである。そもそも公園は洋語で「パブリックガーデン」といい、人口の多い都市にもうけられるもので、都会の汚れた空気を浄化し、身心を休めるべきところである。要するに「其近隣ノ人民が清晨睡起ノ時或ハ夕陽營業ヲ終リシ後來リテ逍遙運動シ、モツテ新鮮ノ空氣ヲ呼吸シテ精神ヲ活発ニシ、体軀ヲ健康ニスルノ公場トナス也。」というところである。しかし多くは「公園設立ノ真意ヲ知ラズ、徒ニ日曜或ハ快晴ノ

日、官吏豪商等ノ来リテ各自皆席ヲ設ケ、美酒鮮肉ニ飽キ、糸竹管絃ヲ楽シミ、放歌高吟シテ大醉乱舞スル者至ル所トシテ少カラズ」という実態である。せつかく函館公園が整備されるので、公園の利用法を誤ることのないよう、ここに一筆する次第である。

以上がその大要であるが、この主張は今日でも新鮮さを失っていない。明治初年に、都市公園の本質をこれほどよくわきまえた函館市民がいたということは、特筆に値することである。

札幌中島公園、旭川公園

東京の上野、浅草をはじめ、いわゆる太政官公園は江戸時代からの行楽地に、「公園」という名が冠せられたものであったから、当時の民衆が公園を創出しようとする熱意はそれほど高くないのが一般だった。すなわち「公園の設置は官の天下り行政であり、園の布達に基いて各地に公園が出来た」のであって、「民間において之に協力した人々、或は民間の発起によって公園が出来た例もないわけではなかった。」というように⁽²⁰⁾、本州では民間人が公園づくりに携わることにはむしろ珍しいことであった。

ところが北海道では、公園の母体となるべき古くからの遊観の場所がなかったためか、住民が公園を求める期待はかなり大きいものがあつた。その典型的な例は函館公園にも見たとおりである。

札幌の中島公園も、偕楽園が縮少廃止の方向をたどると相前後して、住民の要求から生れたものであつた。「札幌区史」(明治四十四年)をみると、現在の中島公園の地は「開拓使時代に於て木田池に充用したる元右衛門堀と称する二廃池のある外、荊棘茂生して人の敢て至るあるなし。然れども其地勢高燥にして且つ豊平川に沿ひ、亦インカルシベ山(藻岩山)を望み自ら天然の風致を備ふ。因つて明治十五、六年の交、総代理人及有志者等交々公園予定の意見を当局に陳して該地の売買貸与を停止せしめたりしに……、札幌区民の中島公園設置の希望を懐くや其敢て一日にあらざるを知るべし。」とあるとおり⁽²¹⁾、住民は公園実現のために何回も陳情を重ねて、やっとのことその予定地を確保し、明治二十年の公園着工にこぎつけたのである。

旭川はさきにふれたように、その創設時に雄大な遊園地構想があつたが、それは実現にいたらなかつた。明治三十三年に旭川村が旭川町となつたさい、町村制実施準備委員会では公園の必要性を痛感し、いろいろ候補地をさがした結果、第七師団の司令部台を

適地と認めた。委員会ではさつそく旭川陸軍偕行社幹事に対し、「当旭川町の儀は、最早戸数三千にも相成候に付、此際公園地を予定し、追々設備する必要有之……」と用地の交換を希望した。これに対し司令部側からは「他事と異なるを以て交換する事は承諾すべし。然れども彼の司令部台は将来大に望みあるを以て」と、相当に高い地価を要求されたため、この構想も実現をみることはできなくなつてしまつた⁽²²⁾。

当時の第七師団は旭川での新顔であつたとはいへ、日本陸軍は日清戦争に勝利を収め、日露戦争へ向けてミリタリズムが高まつていた時である。そのような中で軍用地を公園用地とするよう堂々と要望した市民意識は、かなり高いものであつたといわなければならない。なお現在の常盤公園が公園用地として定められたのは明治四十三年のことである。

要するに札幌にしても旭川にしても、都市がしだいに発展してゆくのにさいし、市民は近代的な感覚として公園の必要性に目覚め、その実現に努力したのであつた。ここには本州の市民の公園に対する感覚にはみられない、積極性を見出すことができるのである。

その他の公園

釧路の春採湖は、明治十八、九年頃、初代の釧路郡長官宮本千万樹が、「春採湖の水はテームズ河に通ずる」と、外来船員の慰安、休養施設の整備によって、釧路港の対外信用を高めるため、公園造成を計画したものとされている⁽²³⁾。

また小樽の花園公園については、明治初年に、ロシアの侵略に備えるために必要な用地としてイギリス艦隊から借地の要求があつたが、当時の理事者はそれを断る理由として、「欧米ハ公園不可侵権ノ例」があることに着目し、「同地域ハ公園予定地ナリト拒絶シタルガ公園設置ノ動機ナリ」といわれている⁽²⁴⁾。このように釧路や小樽では、函館公園の場合とはまたちがつた意味での国際的背景があつたのである。

松前公園(福山公園)は松前城跡公園であるが、松前藩が廃藩となつてからの明治初年は荒れるにまかされてた。そこで明治十二年に地元民が開拓使に対し、「市民連署乞城虚築公園」と陳情を行った結果、明治十五年に竣工したものである⁽²⁵⁾。松前の住民が公園を意識したのは、本州各地の城跡が太政官布達により公園になつたことを知り、また近くの函館公園が整備されているのに刺激されたためであろう。

小樽、網走、倶知安などの公園づくりには、当時はまだ弱体だった地方財政にはあまり期待せず、むしろ地元民の発意で努力奉仕を行い、サクラなどの植樹や園路づくりを励んだことが知られており、ここにも住民の公園に対する期待感の一端を伺うことができる。

また各地の都市公園が充実するまでの間は、民間有志による私園の開放、たとえば札幌の東阜園、岡田花園、小樽の金沢動植物園、旭川の翠香園、網走の無我園などが、実質的に市民の野外レクリエーションの場として利用され、公園の機能を代行していたという例もみられるのである。

☆

以上みてきたように、北海道の都市公園の発祥には、本州方面のいわゆる太政官公園とちがって、(一)都市発生の初期の段階から公園が、計画的、意識的に、造成あるいは用地留保されたこと。(二)公園に対する市民意識が高く、住民の要求によって公園ができたこと、住民が公園づくりに積極的に参加した例が多いこと。(三)港湾都市の一部では、公園づくりに国際的な背景が関与していること。などという特性をみるることができる。北海道への移民は、一般に出かせぎ根性、寄り合い世帯で、郷土意識が低かったといわれているが、都市公園づくりに関しては限り、むしろ江戸時代からの遺産をもっていた本州の市民にくらべ、より積極的な反応を示したといえることができるのである。

(註)。は全般的に参照したものを。

- (1) 北海道志(明十七、昭四八複製)上巻三二九頁。
- (2) 小寺駿吉・北海道における公園の発達とその社会的背景(北大演習林研究報告二一ノ二、昭三七) a 二五九頁、b 二六〇頁、c 二七〇頁。
- (3) 関直彦・北海道巡行記(2)(新しい道史二号、昭三九)二九頁。
- (4) 開拓使事業報告第二編(明十八)四二八頁。
- (5) 宮部金吾(宮部金吾博士記念出版行会、昭二八)七一頁。
- (6) 札幌繁昌記(明二四、昭五〇複製)五九頁。
- (7) 札幌案内(明三二、昭四九複製)六七頁。
- (8) 河野常吉・札幌資料(道立図書館所蔵)。
- (9) 新撰北海道史第三卷(昭十二)五九二頁。

(10) 新撰北海道史第四卷(昭十二) a 四二三頁、b 一五三頁。

(11) 殖民公報(第九号、明三五) a 十二頁、b 十三頁。

(12) 名寄町誌(昭三一) a 一〇三頁、b 四六一頁。

(13) 倶知安町史(昭三六)九一二頁。

(14) 手宮公園史(昭二〇)一頁。

(15) 網走市史 下巻(昭四六)六四八頁。

(16) 北見市史(昭三二)二九頁図版他。

(17) 天野行武・市街に於ける森林の必要(北海道林業会報、明三六、五号)一頁。

(18) 小寺駿吉・本邦に於ける公園の発達とその社会的背景(造園研究、昭九、十一輯)。

(19) 函館図書館所蔵資料。

(20) 佐藤昌・日本公園緑地発達史 上巻(昭五二)一〇一頁。

(21) 札幌区史(明四四、昭四八複製)八九五頁。

(22) 旭川市史稿 上巻(昭六)二三九頁。

(23) 新釧路市史 第一巻(昭四九)六八四頁。

(24) 福山五百年史(大ニ、昭四八複製)二〇三頁。

その他に、加藤一男・北海道の開拓と公園緑地(公園緑地・昭二五、十月)も参照した。

二、拓殖の進展と原始林の減少

(一) クラーク博士の森林観と山林監護条例

クラークに意見を求める

明治とともに北海道の開拓は本格化した。明治初年の北海道は「本道到ル処山林ナラザルハナシ」(開拓使事業報告)というように森林が豊富であったが、開拓はとりもなおさず、木を伐り、農地を拓げることであったため、屯田兵、土族移民など拓殖民の増加とともに、北海道の森林もしだいに減少することが心配されてきた。そこで開拓使では明治十年二月、札幌農学校教頭のクラーク博士に、森林を保護するにはどのようなしたらよいかを質問した。その項目は十四条からなっているが、主要な点は次のとおりである(一)。

(一) 山林法律および制度で模範となるべき国はどこか。また山林学校の盛大な国はどこか。

こか。

(一) 現在の北海道に施すべき山林監護策はどんなものが良いか。

(二) 山林監守人はどのようにして設け、何人くらい必要か。

(三) 山火事予防の具体的方法はどうか。

(四) 北海道全体の森林を保存することはできないので、札幌近傍で保存林を設けるとしたら、どこの、どんな種類の森林を選んだらよいか。

(五) 道路および河川両側の林木を保存するにはどうしたらよいか。

(六) 森林の、伐採すべき年度や季節はどのようにして知るべきか。

この質問内容を見ると、当時の開拓使は、まことに切実に森林保護策を模索していたことがわかり、クラーク博士に対しても、有益で具体的な指針を与えてくれることを大いに期待していたのである。逢坂信忠は「クラーク先生評伝」の中で、「先生は確かに北海道に於ける森林保護及びその立法方面の恩人である。此点世人多くは今尚認識不足なりと信ずるが故に、吾人は茲に特筆大書して以て先生の功を強調せんと欲する。」と書いている。

クラークの回答

それではクラーク博士はこの質問に対し、どのような指針を与えたのだろうか(1b)。

まず(一)については、イギリスでは王室が動物保護のため森林を保護したのがはじまりで、ヨーロッパ各国では政府が山林保護に熱心であり、山林学校もさかんである。しかしアメリカのように「近世開化ノ国ニ於テハ政府保護ノ樹林甚稀ナリ。合衆國中某州ニテハ方今大ニ林木保護栽植ノ事ニ注意スト雖モ、如斯事ハ総テ人民ニ任スラ政府一般ノ政略トス。」と記し、アメリカでは森林保護が国家的関心事になっていないことを述べている。

また、(二)については、官有林の樹木は一本たりともこれを害し、伐倒する者があれば犯罪と認め、「其伐木ノ価ニ倍ヲ弁償セシムベシ」とし、山林監守人はこれを配置する代りに密告制とし、「犯罪人ヲ告発セシ者ニハ其賞トシテ罰金半額ヲ与ヘ」るのがよからう。しかし現在のところ「市場ノ外ハ木材ノ価ナシ、故ニ大害ヲ為ス者ハアルベカラズ」と思われるので、「材木生育栽植ニ大金ヲ費スハ良策ニアラズ」と考えられる。

北海道の「広漠タル山林今ヨリ百年間ハ此人民ノ需用ニ供スルニ足ルベキナリ」と、森

林資源の将来について、かなり楽観的な見方をしているのである。

(四)の山火事予防については、北海道の現状では「火災消防ノ律ヲ設ルモ行ハレ難カルベシ」と思われ、火事が発生したら「人民ヲ呼集シテ力ノ及ブ丈ケ火勢ヲ防グベシ」と、なかば匙を投げている。

(四)の保護すべき山林等については、「河川ハ唯小川ノミヲ以テ保護スベシ。其樹ハ柳ニ若クモナシ。」という意見や、道路沿線に果樹を植えることを示唆したほか、あまり具体的なアドバイスはなく、むしろ「現今ニテハ本道山林ニ律令ヲ設ル事不急ナリ。然レドモ札幌農学校ニ於テ他日山林ノ事務ニ任用スベキ人物ヲ養成スベシ。」と結んでいる。

こうしてみると、クラーク博士の森林保護策意見は、かなり消極的なものであった、といわざるを得ない。もちろんこれは、北海道の森林資源があまりにも豊富であり、広大な北海道全体から見れば、開拓者も局部的にしか入殖していなかった段階での意見である。それにしてもクラーク博士がこのような回答を寄せるにさいしては、彼の祖国、新大陸アメリカの開拓状況が脳裏に去来していたにちがいない。

アメリカの開拓と森林保護

アメリカ大陸に白人が殖民しはじめた頃は、アメリカの半分、九億五千万エーカーは原始林におおわれていた(現在の森林は三三%)。しかし開拓移民は森林を邪魔物視し、それを切り払って、インディアンの隠れ家をなくし、農地を拡大していった。十七と十八世紀には「切り逃げ」(Cut out and get out)があたりまえのように行われ、まさに「斯事ハ総テ人民ニ任スラ政府一般ノ政略トス」という時代であった。

森林乱伐に対する反省がめばえ、森林保護政策が州レベルで行われるようになったのは一八七〇(明治三)年頃のこと、アメリカではじめての州有林(ニューヨーク州)が創設されたのは一八八五(明治十八)年である。

セオドール・ルーズベルト大統領が自然保護政策を積極的にうちだして国所有林の組織を新設し、ギフォート・ピンショー初代山林局長が、森林資源の保全のために華々しい活躍をしたのは、二十世紀になってからのことであった。

したがってクラーク博士が開拓使の質問に答えた頃は、アメリカの一部で森林乱伐に反省の聲があげられてはじめていたが、まだ森林保護が重視されるまでには至っていないか

った。このようなアメリカの実情は、そのまま御雇外国人の森林保護観に如実に反映されたこととみなされるのである。

このように御雇外国人による指導は、その学識、見識に敬服すべき点も多いが、一面では個人的能力というよりは、当時のアメリカの風潮などが、そっくり日本に猷策されたこととみなされる例も見出されるのである。この点は、動物の興亡の項でふれたように、ケブロンがアメリカ西部のバッファロー保護法の生き写しのようなエゾシカ保護策を助言し、またライマンがオオカミを「殺シ尽サン為」に捕獲奨励金制度を示唆したのも、同様な例であったといえよう。

山林監護条例

クラーク博士の森林保護意見は、このように消極的、楽観的であったが、開拓使では回答を得てから日も浅い明治十年四月、札幌本庁管下を対象として山林監護条例と林木斥売規則を定めた。その主な内容は次のとおりである。(1a)。

(一) 森林を、官林、公林(一等、二等、三等に区分)、村林、私林に分けてその保護方法を定めた。ここでいう官林は禁伐林、すなわち「斫伐ヲ許サズ永久保存セシムベキ者」公林ハ国有山林で一等が官用材林、二等が市街地、道路、河川等の近傍保護林、三等が民用材林、村林は日常的共用林、私林は私有林であった。

(二) 私林以外は無許可伐採を禁じ、違反者には「直価ノ二倍ヲ償ハシムル」罰金を課すこととし、そのほか家畜の放牧、採草なども許可制とした。

(三) 山火事が発生すれば「何レノ地タリトモ近里ノ人民ヲ徴取シ消防セシム」こととし、山火消防による死傷に補償制度をもうけた。

(四) そのほか山林官の業務、権限などを定めた。

この山林監護条例は明治十一年十二月に内容をより充実整備し、全道を対象とした森林監護仮条例、山林調査仮条例、山林監守人規則にあらためられた。その中には「水源涵養、土砂並ニ類雪止、土地ノ風致ヲ裝飾スル者、風除、国郡町村ノ境界ヲ表スル者、川河ノ両傍、魚附場、船舶ノ目標トナル者、道路並木ノ代用ヲナス者」を禁伐林とするという条項がみられる。現代の保安林制度の原型ともいべきこの施策は、当時、明治政府が全国に施行した官林調査仮条例(明治九年)の影響を受けたものである。

こうして開拓使は、一面ではクラーク博士の意見に従い、一面では明治政府の方針に

従って、北海道特有の森林保護に努めたのであった。

明治十年、札幌近郊の、白川、釧路、真古茂内、上下八重別、野津幌、円山、河川両傍、道路左右が、官林すなわち禁伐林として定められた(1b)。しかしこの大部分は明治十一年に「良樹ノ森林シテ運輸ノ便ナル者」という一等官林に編入されて一部の伐採が許されるようになり、円山は禁伐が維持された。これらの森林はその後の拓殖の進展とともに、いつしか姿を消していったが、禁伐林の円山と一等官林の野津幌はその後もよく保たれ、現在の天然記念物円山・藻岩山原始林、および野幌森林公園として、北海道が誇るべき都市近郊林となっているのである。

(二) 国有未開地処分と森林の後退

開拓と森林伐採

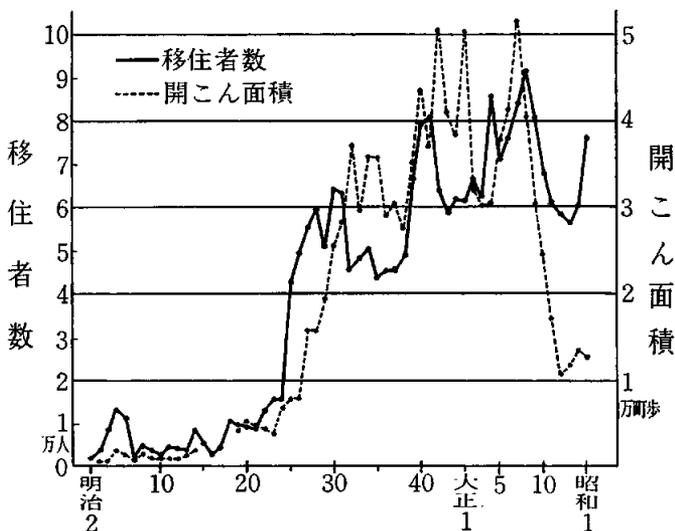
北海道への移住者は明治二十年代から急増し、大正末年までのあいだ、毎年四〇九万人が籍を移した。とくに日清戦争、日露戦争、第一次世界大戦の戦後には移住者が急増した。これらの多くは農業開拓者であった。移住者数に比例するように開墾面積も増加し、毎年二〇五万町歩が開かれた(表十二)。

農業移住者は開拓すべき土地に入ると、まず仮小屋をつくり、木を伐り払うことから仕事をはじめた。明治三十九年の「第二拓地殖民要録」には、「樹林地の開墾は先ず立木を伐採するを例とし、概ね冬期農閑の際之を行ひ、土地の状況により薪炭角材、鉄道枕木となして売却すれども、土地僻陋にして交通不便の地にありては、伐倒したる樹木を七、八尺の長さで切断し、一定の場所に集積し枝梢を交へて之を焼棄す。又伐木の還なき時に於ては立木の基部を伐り廻し、樹皮を輪状に剥ぎ取り自然に枯死せしめ、日光の透射を良好ならしめて耕作し、農閑を見て伐採す。」とある(1c)。

その木の伐り方は、いかにも北海道らしいすさまじさがあった。石狩沼田の例では、「彼らは何十本の大本に伐り目を入れておいてから、風上の一本を伐りたおす。するとそれが次の木に寄り木となってこれを倒し、順次に樺棋だおしになる。大樹が一斉にひきさげ倒れる音はすごかった。その倒木の枝うちをして積みあげ、火をはなつて焼き払うのも、北海道でなければ見られない、ものすごい景観。まことに天をこがす原始の火光であった。」と語られている(1d)。

木材の商品価値の増大

(表12) 年度別移住者数および開こん面積 (新撰道史7巻ほか)



このように北海道の森林は、拓殖の進展ともにかなり減少していったが、木材は最初のうちは全く商品価値がなかったため、邪魔物として焼き捨てられていた。しかし交通の便、とくに鉄道が開通し、人口が増えることによって市場性を獲得し、また日清、日露戦争後の資本主義の発達によって、しだいに木材工業も進出してきてた。明治二十年代にはヤマナラシ、ドロノキを原料とするマッチ軸

徳富蘆花は明治四十三年九月、網走線(現在の池北線)が陸別まで開通した直後に陸別を訪れた。そのときの様子を「みみずのたはこと」の中で、「今にはじめぬ鉄道の幻術、此正月まで草葺の小屋一軒しかなかったと聞く陸別に、最早人家が百戸近く、旅館の三軒料理屋が大小五軒も出来て居る。」と記し、さらに「大勢の足音がする。見れば、巨錠や糞を背負い藁籠を提げた男女が、幾組も幾組も西へ通る。三井の伐木隊である。富源の開発も結構だが、樞の木はオークの代用に輸出され、エゾ松トド松は紙にされ、胡桃は銃床に、ドロはマッチの軸木になり、樹木の豊富を誇る北海道の山も今に裸になりはせぬかと、余は一種猜忌の眼を以て彼等を見送った。」と綴って、森林資源の将来に一抹の不安を表明している。

国有未開地処分

北海道のような新天地の拓殖を積極的にするためには、土地政策が重要な関係をもっているのはいうまでもない。明治まで北海道各地に生活していたアイヌは、狩猟、採集生活を営み、土地に定着する農業を行わなかったため、土地所有権という概念は発生しなかった。したがって明治とともに北海道の土地は、道南のごく一部をのぞいてすべてが国有地となった。明治以降の拓殖は、開拓者に対する国有未開地の払下げの拡大によって進展してきたのである。

開拓使時代には、明治五年に「北海道土地売賃規則」が定められ、国有地が払下げられたが、明治十年代までの移住者、開墾面積は表十二のごとく僅かなものであった。

明治十九年、北海道庁が設立されると、折りからの日本の資本主義の勃興期をむかえ、北海道の開拓も、「自今移住ハ貧民ヲ植エズシテ富民ヲ植エン、是ヲ極言スレバ人民ノ移住ヲ求メズシテ資本ノ移住ヲ是レ求メントス。」という方針が明確にうちだされた。土地処分の方法も明治十九年に「北海道土地払下規則」が定められ、十年間は土地を貸しておいて、その間に開墾を成功させれば、千坪につき一円で払下げることにした。その面積は一人十坪以下、「但シ盛大ノ事業ニシテ此制限外ノ土地ヲ要シ、其目的確実ナリト認ムル」ものは大地積を処分して、資本の導入をはかれるようにした。

しかし千坪一円という地価は、小農移住者にとっては負担が重く、また例外規定があるとはいえ十坪という制限は、資本家にとって不都合なものであった。日清戦争後、日本の資本主義はしだいに成熟の度を加え、北海道の土地に対してもいっそう関心をもち

木工業がおこり、三十一年には道内各地で六八の軸木工場が操業した。さらに三十年代には鉄道用枕木(ナラなど)、タンニン原料(カシワ)、小銃の銃床(クルミ)、下駄材(セン)、鉛筆材(オンコ)などとしての伐採が盛んになった。明治四十年前後には富士製紙(江別、金山)、王子製紙(苫小牧)が進出し、製紙材料としてのエゾマツ、トドマツの需要が飛躍的に増大した。

明治期の主な木材供給源は、開拓にともなう国有未開地からの伐採であり、その伐採量を示す資料は見当たらないが、国有林(一部未開地を含む)についてみると、次のとおり明治四十年代に急増している。

Year	Volume
明治二九	三五
三〇	三八
三一	四〇
三二	四二
三三	四四
三四	一、七七〇千石
三五	一、三三八
三六	一、六一八
三七	四、一四一
三八	三、〇五一
三九	四、二四四

つようになつたため、明治三十年に「北海道国有未開地処分法」が制定された。この処分法は、それ以前は十万亩までだった限度が、いっきよに農耕地一五〇万坪、放牧地二五〇万坪、植樹地二〇〇万坪に拡大され、会社、組合はその二倍まで貸付されることとなつた。しかもこれらの土地は「無償ニテ貸付シ、全部成功ノ後無償ニテ付与スベシ。」と定めた。すなわち十年以内（植樹は二十年）に開墾などを成功させれば、五〇〇〜八〇〇haの広大な土地を無償で手に入れることができるようになったのである。ただしこのように広大な土地の開墾などを短期間に成功させることは、一般庶民の力では及ばぬところで、必然的に資本力を必要とした。

その結果、北海道の土地へは、貴族、政治家、高級官僚、政商などが殺到し、たちまちにして大地主、しかも不在地主が出現した。立地条件の良いところは次々と彼らに貸付され、本當に移住を志す農民は大地主のもので、小作農として働かざるを得ないようになつた。そのため北海道の小作率は異常に高いものとなつた。「父有島武開拓之子武郎解放之」の碑が建つニセコの有島農場は、このような土地所有のあり方に有島武郎が疑問をいだいて解放したものである。

明治十九年から二十九年までの十一年間の、土地払下規則時代の国有未開地貸下面積は四十万五千町歩であつたのに対し、明治三十年から四十一年までの十二年間のそれは、一四二万五千町歩と急増している。しかしこれらの土地は真面目に開拓されたものばかりではなく、最初から利権目当てのものもあり、土地返還および取消処分をうけたものも多かった。同期間に事業に成功し払下げを受けた面積は、払下規則時代は五・三%、未開地処分法時代は二八・五%にすぎない^(8b)。その他の大部分は、多かれ少なかれ土地の荒廃に結びついていたのである。

土地の荒廃

とくに国有未開地処分法時代は、その土地に生じている立木も無償で与えられたので、土地の開墾などを行わず、土地は自分のものとならなくても、地上の森林だけを伐採して売り払い、ただ儲けをする、いわゆる山荒し、土地喰ひ虫が横行した。牧場も木を採り、成功検査のときだけ貸りものの牛馬を入れて間に合わす者がいた。また真面目に開墾をめざす農民も、新墾地を拡大することを急ぐとともに、森林伐採跡地は地味が多量に豊かだったので、肥料を施さずに連作したので、地力の減退をまねき、収量が年々減少

するところをめだつてきた。

明治三十五年、河野常吉は道庁長官への建言書の中で、「近年此貴重ナル国有未開地ノ大部分ハ山師輩ノ為ニ蚕食セラレ、……所謂土地喰虫ナル者ノ喰ヒ荒ス勢ハ実ニ其凄シサヲ極メ居レリ。彼等ハ土地ヲ荒シ、山林ヲ荒スノミナラズ又敢テ細民ノ血ヲ吸レリ。……未開地ハ限りアリテ山師ノ欲ハ限りナシ。今日ノ勢ヲ以テセバ未開地ノ尽クル迄ハ此弊害ハ停止セザルベシ。而シテ山師輩ノ喰ヒ荒シタル其結果ハ如何ナル状ヲ呈スベキヤ。本道ノ農業ハ天然ノ地味ヲ荒シツツアルノミ。牧畜業ハ天然ノ草ヲ荒シツツアルノミ。天然ノ良林ハ不経済的ニ伐リ荒サレ、河海ノ魚類モ漸次減少ノ傾向アリ。年々掠奪シテ補充セズ亦憂フベキニアラズヤ」と、北海道庁の土地政策を鋭く批判している^(8c)。

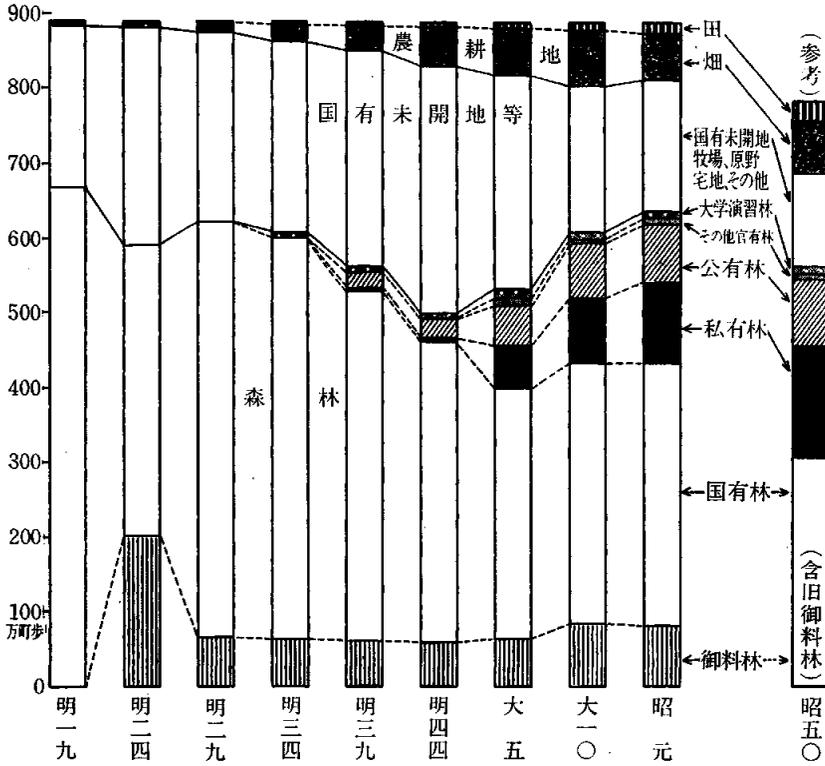
このように明治中期の国有未開地処分は、資本家や利権屋に餌食を与え、その利権をめぐつて多くの暗黒事件が発生するとともに、森林の乱伐をはじめとする天然資源の荒廃をもたらしたのである。こうした弊害が明らかになつたため、明治四十一年になると、北海道国有未開地処分法は軌道修正されるように改正された。すなわち従来の土地や立木の無償貸付制度は廃止されるとともに、大面積を求めない自作農移住者に対しては、十町歩以内の無償貸付制度が、特定地貸付という形で新設されたのである。

土地利用の変遷

「本道到ル処山林ナラザルハナシ」といわれた北海道の森林は、表十三にみるとおり、明治中期以降に急速な減少を示し、明治二十九年の六二五万町歩は明治四十四年には五〇〇万町歩となつた。その間に農耕地は着実に増大し、明治三十年代になると、それまで長いあいだ水産王国を誇っていた北海道の産業別生産高で、農産は水産を抜いて第一位となつた（明治三十三年の生産高、農産一、三四〇万円、水産一、二四〇万円、鉱産五五四万円、工産五六二万円）。

農耕地の適地選定は、名寄公園の農村計画の項でのべたとおりの殖民地選定および殖民地地区画設事業にもついで行われた。この殖民地選定は国有未開地だけでなく、官林内に対しても行われることがあつたため、林政上は森林として経営すべき地域を確定する必要がある。そのため明治三十二年に北海道官林種別調査規定をつくり、(一)将来とも国有林として保存経営すべきもの、(二)将来公有林として経営すべきもの、(三)将来私有林として経営すべきもの、(四)将来森林として経営する必要のないもの、の調査を行つ

(表13) 森林面積と農耕地面積の推移 (千島を含む) (新撰道史7巻ほか)



た。その結果をふまえて明治四十年には北海道国有林整理綱領が定められ、林地の境界調査測量、国・公有林の林況調査および施業案の立案、営林区署など機構の整備、林業試験場の設置、など近代的な森林経営の基礎が固められることとなったのである。その頃、明治四十年から十九年の北海道事業計画という総合開発計画が立案され、築港その他の土木事業などを起すことが目論まれたが、その財源三、三七〇万円は、主と

して森林収入によって賄うというものであった。この案に対しては帝国議会での審議の途上、森林乱伐の批判が高まって結局は陽の目をみることがなかった(8a)。もしもこの計画が実行されていれば、その後の北海道の森林の様相もまたちがったものになっていたであろう。

官林は明治三十年代以降に、東大演習林(明三三)、北大演習林(明三四)、公有林(道有模範林明三九、道有林明四四、市町村有林明四〇前後)に、その一部が分割され、それらは大正時代へかけて、それぞれの面積を増大していった。またいっぽう国有未開地の私下げを受けて「植樹地」の事業を行ったものを中心とする私有林の形成も、明治末年から大正期へかけて急増した。なお明治二十三年の旧帝国憲法の施行に際して、北海道内に二〇〇万町歩の御料林が設定されたが、これは拓殖の進展を阻害するとの世論の反発をうけ、やがて六三万町歩に減少された。

このように北海道の土地は、明治三十年代以降、一部の特権階級が国有未開地を利権として大面積に取得する狂乱的なブームが起り、その土地の森林は乱伐されて相当な荒廃をまねいたところが多かった。しかし山岳地帯を中心とするかなりの面積は、国有未開地外の官林として保持され、その一部は公有林などに分割されつつ、近代的な森林経営の基礎を確立していった。そのため北海道全体としてみれば、伐採や山火事で林相の悪化をともしないながらも、森林王国といわれるだけの資源を、次代にひきつぐことができたのである。

(註)。は全般的に参照したもの。

- (1) 開拓使事業報告第一編(明十八) a 四三六頁、b 四四八頁。
- (2) O. Owen, *Natural Resource Conservation* (1971) p. 233 および野村勇・北アメリカ林業の展望(昭五二)二〇〇頁。
- (3) 北海道志(明十七、昭四八復刻)下巻a二〇七頁、b二〇九頁、なお野津帆などの山林は明治六年に「官林」となったが、法的には未整備だったようである。
- (4) 第二拓地殖民要録(明三九、北海道庁)一一七頁。
- (5) 若林功・北海道開拓秘録(4)(昭四〇、時事新書)一一四頁。
- (6) 北海道山林史(昭二八)六八一頁。
- (7) 徳富健次郎・みみずのたはこと(上)(昭五二、岩波文庫)二九〇及三〇〇頁。
- (8) 新北海道史第四巻(昭四八) a 二七頁、b 二七三頁、c 二七七頁、d 七〇三頁。

三、天然記念物と自然公園の発祥

(一) 森林の公益的機能の自覚

札幌と根室の都市林

札幌は原野の中に計画的な街づくりが行われたが、開拓使では明治六年に早くも「道路接近ノ樹木ハ自カラ並木タルベキ者ナルニ因リ、向後電信線及ビ家屋経営等障碍ノ樹ノ外、左右十間ノ間隈ニ伐木スルヲ禁ズ」と布令を出して、街路樹への関心を示した。

また札幌神社（北海道神宮）の背後の円山から藻岩山へかけての一带は、すでにのべたとおり明治十年に禁伐林（明治六年官林に編入）となったが、これは明らかに都市近郊の風致林として意識されていたものだった。明治十四年の「風土略記」には、「札幌市街ヨリ西ニ望ム山岳アリ総称シテ円山ト云フ、春ハ千種ノ花美麗ニシテ、夏ハ緑陰麗ヲ極メ、秋ハ紅葉錦ヲナシ、冬ハ連山雪ヲ頂キ玉ノ如シ。四時ノ景趣欠クルモノナシ。朝昏此風致ヲ觀ルモノ自ラ胸襟ヲ快爽ナラシメ、閑鬱ヲ掃ハザルナシ。之レ禁伐令ノ由テ起ル所以ニシテ、官民之ヲ守リテ鉞ヲ入レズ。其風致依然タリ。」とある。ここには札幌への初期移住民が、円山・藻岩山の森林の美しさに心酔し、これを保護することに誇りを感じていたさまがよく現われている。

いっぽう根室は、江戸時代から東蝦夷地の交易基地となっていたが、その市街地は明治になり、開拓使根室支庁が置かれてから発展したものである。

根室支庁の官吏も森林の重要性には注意を払い、明治八年には、「山林ハ人民産業ノ基本ニシテ、猥ニ伐木候テハ国家ノ盛衰ニ関係シ、往々其例不少候ニ付、今後村落ノ為要害ニ可相成地方伐木候テハ、夫ガ為人民健康ノ害ヲ生ジ、或ハ河畔崩壊シ水防ノ要ヲ失シ、道路圍園ヲ損害スルニ可立至ニ付、後害ニ相成候地方ニ於テ伐木禁止候。」と環境保全につとめたのだった。とくに気象条件に恵まれない根室地方では、「当道ノ如キハ五寒積雪ノ地ニシテ樹木ノ成立殆幾十年ヲ過ルモ、他道数年ニシテ繁盛スルノ比ニ非ズ」と、森林の生育に不利な条件があることさえ、十分に意識していた。

しかし森林の保護は一片の布令だけをもって達せられるものではない。根室地方は濃霧におそわれることでも有名であるが、当時の住民は、街の周囲に森林のあることが、

濃霧を発生滞留させる原因であると思ひこみ、この森林を伐ってしまったのだった。明治二十八年、根室を訪れた道庁林務課長田中環は、「聞ク市街ノ背後即チ市街ノ南部ハ往年樹木森鬱花咲湾ニ接セシニ、開拓使ノ末ニ於テ根室市街ノ濃霧ハ此樹林アルガ為ナリト認シ、広大ナル森林ヲ一時ニ尺ク伐リ去リシカバ、却テ其害ハ風力ノ強烈ヲ加ヘタルノミナラズ、濃霧ハ益々深濃トナリ、加之井水汚濁飲用ニ堪ヘルモノ甚少キニ至リシト云、南西ヨリ来ル濃霧ハ森林ノ為メ遮リシヲ、一朝ノ謬見知ルベシ濃霧ノ通路ヲ開キテ一層深濃ヲ加ヘタリトハ真ニ哄笑ニ堪ヘタリ。」と慨嘆している。

札幌と根室の都市林は、伐られ易さという点では条件のちがいがあつたにしても、明治初年にはつきりと明暗を分けてしまったのだった。

野幌の水源涵養林

野幌森林公園は通称原始林として有名であり、その規模（約二千ha）と豊かな自然性では日本国内に類例のない都市近郊林である。この森林は明治初年から官林として保護されてきたことは、すでに記したとおりであるが、明治二十年代には御料林に編入され、まもなく解除された（表十三の御料林参照）。その頃、野幌の森の東側一帯には新潟の北越殖民社の人々が移住し、開拓にはげんでいた。

明治二十五年、北越殖民社の指導者・関矢孫左衛門は、野幌の森が御料林から一般官林に編入されることを知ると、「若シ之ヲ官林トナセバ禁伐林トナスモ、種々ノ口実ヲ以テ分裂扱下ト為ス事免ル可カラザルベシ。其時ニ際セバ如何様ノ命令ヲ下スモ童山赫地トナルハ掌ヲ見ルガ如シ。」と、森林が伐採されることを深く憂えた。この野幌の森は「水理ヲ涵養シ暴風ヲ防禦シ、且ツ石狩全国ノ気候乾湿調和シ、其關係スル所最モ大」であるから、官林とすることなく「帝室御財産ニ御編入、永世保有之方法」をたてるように、御料局長官に意見書を提出した。

しかし明治三十二年になると、野幌の森は町村の基本財産として、近隣の町村に分割扱下げられることが内定した。北越殖民社の人々の間では、明治三十年前後に水田造成熱がさかんとなり、その水源を野幌の森に求め、「既ニ二百二十町歩余ノ用水溜池敷地拝借シ、二十五以上溜池ヲ築キ、数百町歩ノ水田ニ灌漑シ」ていた。これが町村基本財産として扱下げられれば、「水源枯渴シテ提其用ヲ為サズ、水田荒蕪ニ付スベシ」と心配された。地元の人にとっては「樹林伐採セラルルハ難捨置一大事也」であつた。

そこで地元代表者は道庁に対して、野幌の森の分割払下げを撤回するように求めたが、理解を得られなかったため、ついに長官に直訴することを考えた。予定した日はあいにく長官が東京へ出張することになってしまったため、地元代表者は長官を函館まで追いつがりに、やつとのことで陳情説明したのである。その結果とうとう「他ニ御分割ナク是迄ノ通捨置クナレバ、水源之涵養安心ノ事ナレバ、婦村ノ上村民ニ報ズベシ。」との裁断を得たのだった(5)。

この北越殖民社の人々の熱心な森林保護運動がなければ、今日の野幌森林公園も存在していなかったにちがいない。

明治時代の北海道では、拓殖が進展し森林が失われてゆくなかで、ここに二、三の例を示したように、森林の公益的機能を体験的に自覚し、これを保護しなければならぬという意識が、一部の人々のあいだには定着しつつあったのである。

明治三十年に文部省が編さんした北海道用尋常小学読本巻六(小学三年生)には「樹木ノ効用」として、次の一文がのっている(6)。

日常我等ノ生活ニ、必要ノモノ多キ中ニ、樹木ノ如キハ、其著シキモノト云フベシ。我等ノ家屋、家具ハ云フ迄モナク、薪炭ヨリ船車ノ類ニ至ル迄、一トシテ木材ヲ用ヒザルハナシ。又山ノ高クソビエテクヅレズ、川ノ長ク流レテカレザルハ、皆樹木アルガ故ナリ。モシ山ニ樹木ナキ時ハ、兩ハ土砂ヲ流シテ、次第ニ山ヲクヅシ、川ハ之ガ為メニ埋マリテ、洪水ノウレヒ絶ユルコトナカラン。カク樹木ノ効用ハ広クシテ、我等ノ生活ニ大イナル關係アレバ、カリソメニモ、芽ヲツミ、枝ヲ折り、或ハ山林ニ火ヲ放ツ等ノ悪戯ヲ為スベカラズ。

保安林の制度化

森林の公益的機能を維持する保安林については、江戸時代から各藩の山林政策の中で、用水林、田山、水野目山、屏風山、風除林、砂留山、魚看山、並木などとして保護されてきたものが多かった。しかし明治維新とともにその禁制は失われ、各地の産業の進展などに伴い、森林の乱伐がはじまった。明治九年にはさきに記したような官林調査仮条例も定められたが、さして有効な手段とはなり得なかった。

明治十五年には森林法の草案がまとめられた。これはフランスの森林法を骨子として模倣し、それに藩政時代からの林政の実情を加味したものであったが、国家干渉の色彩

が強すぎて、日本の国情に合わないとの意見があつて廃案になった。全国的な林政の基本となる森林法が制定されたのは、明治三十年のことである。明治三十年の森林法は五八カ条からなり、そのうち二〇カ条は保安林に関するもので、全般的に森林の経営の振興に資するというよりは、警察的規定を内容とするものであつた(7)。北海道の森林はその社会経済的背景が本州の森林と大きく異なつていたので、北海道に対しては森林法のうち、保安林に関する条項のみが適用された。

北海道庁では森林法が適用される前後から、全道的に官林内の保安林予定地を調査し、水源涵養、土砂防止、防風、魚付などの機能を有する森林、六三六カ所、一六五千町歩を選定した(8)。保安林の編入解除は、本州では地方森林会の意見をきく必要があり、その権限は農商務大臣にあつたが、北海道では道庁長官にその権限が委ねられた。その結果、予定保安林は漸次、正式な保安林に編入されていったのである。

北海道で早期に指定された保安林の一つに洞爺湖周辺の森林がある。これは自然風景地の風致保存をはかるものであった。明治三十六年の北海道林業会報では「苟も洞爺湖にして保安林ならんか盛衰なき佳人、武装せざる軍人親たらん、故に湖あつて林光生じ、林あつて湖色動く、是れ保安林が如何に全湖の爲め必須にして、且つ又之れが監護の忽諾(おろそかにする)にすべからざるを。……故に吾は本会議者の一顧に訴へ、以て本道第一の名勝地を保護するも亦天意なることを信じ、敢て非文を草し……」と(9)、洞爺湖の自然美保護をうたったえている。

(二) 天然記念物の発祥

天然記念物保存の必要性

明治二十七年、日清戦争の最中に出版された志賀重昂の「日本風景論」は、国粹主義的な色彩を帯びながらも、科学的な風景観をはじめて当時の人々に教えたものとして、圧倒的な好評を博し、明治末期までのロングセラーとなつた。志賀は札幌農学校出身だったので北海道の自然風景に言及した点も多いが、「日本風景の保護」にも一章をさき、「この江山洵美なる、生植の多種なる、これ日本人の審美心を過去、現在、未来に涵養する原力たり。この原力にして残賊(そこない殺す)せられんか、日本未来の人文啓発を残賊すると同一一般、しかも近年來人情醜薄、ひたすら目前の小利小功に汲々とし、ついに遙遠の大事宏圖を遺却し、あるいは森林を乱伐し、あるいは「名木」「神木」を斬

り、あるいは花竹を新となし、あるいは古城断壁を毀ち、あるいは「道祖神」の石礎を橋梁に用い、あるいは湖水を涸乾しあるいは鶴類を捕獲し尽くし、もつて日本の風景を残賦する、そこばくぞ、かつや名所旧跡の破壊は歴史觀念の連合を破壊し、国を挙げ赤裸々たらしめんとす。日本の社会は、日本未来の人文をいよいよ啓発せんため、ますます日本の風景を保護するにつとめざるべからず。」といった(10)。

また明治二十年代にドイツに留学して植物生理、生態学を学んだ三好学博士は、明治四十年前後から、欧州の天然記念物保存運動を日本に紹介するとともに、日本における天然記念物保存の必要性を熱心に啓蒙した。「近來東京市を初め、各地方に於て古来の樹林及び名木が次第に伐り倒され、取り除かれる傾がある。是は多くは市区改正、道路の開通、鉄道の敷設、工業の發展、土地の開拓等に依て起るので已むを得ることながら、一方に於ては貴重なる天然記念物の消滅は実に惜むべきことである。」「北海道は今日にては開拓の事業が大いに歩を進めて来たから、同道に固有なる太古以来の天然林も伐払はれたるところが多く、又屢々野火で焼き尽くされて枯野の如くなり、最早本来の有様の見られなくなつた処が少くない。同地方の固有樹林保存上、今日に於て一定の制限を施して置く必要のあることは茲に言ふまでもない。」というような所論を(11)、東洋学芸雜誌、太陽、日本及日本人などの雑誌や新聞に次々と發表したので、その影響力は大きいものがあつた。

このような動きに呼応して、明治四十四年三月、帝國議會では「史蹟及天然記念物保存ニ関スル建議案」が可決された。医学博士三宅秀、侯爵徳川頼倫、博物学者田中芳男などが發議したものであつた。

北海道旅行倶楽部

三好学による天然記念物保存啓蒙運動がはじまるに先んじて、北海道では明治三十五年に浅羽靖(三十二年北海時事新聞發刊、三十七年衆議院議員、三十八年北海中学校創立)の主唱により、「北海道旅行倶楽部」が設立された。

これは、(一)北海道所在ノ古蹟勝優ノ地ヲ探討調査シ、之ヲ世上一般ニ告知スルコト。(二)勝優ノ地ニシテ保存修理上必要アリト認ムル場合ニ在テハ、本倶楽部ノ決議ヲ以テ官庁ニ申告シ、又ハ官庁ノ指旨ニ從ヒ適當ノ施設ヲ為スコト。(三)年々調査ヲ遂ゲタルノ結果報告及地図写真ヲ製シ、倶楽部員ニ分配シ、又併せて広く世上ノ需メニ応ズルコト。

(四)本倶楽部ニ於テ必要ト認ムル場合ニハ植林ヲ為スコトアルベシ。(五)本倶楽部員ハ年四回最モ愉快ナル旅行ヲ為シ、大ニ健康ノ發達ヲ計ルコト。などということを実業目的とする団体であつた(12)。必ずしも純然たる天然記念物保護をめざしたのではないが、自然保護奉仕活動と會員のレクリエーションをはかるユニークな団体で、このアイディアは「本案ヲ草ス蓋独乙旅行倶楽部ノ例ニ倣ヒ之ヲ北海道ノ事宜ニ適セシメントス。」というとおり、その頃、ドイツでさかんであつた郷土保護運動にヒントを得たものであつた。この時代の北海道に、このような組織があつたといふことはきわめて注目すべきことである。

原生天然保存林

こうした時代的要請を背景として、北海道では明治末年から、原生天然保存林の選定が検討されはじめた。これは主として、古来まだかつて斧鉞の入りぬ天然林であつて、(一)學術研究、林業などの参考資料となり、(二)地方の風致を兼ね、将来天然記念物として保存すべき資質を有するものであること。その立地条件は、(一)交通が便利で、(二)地形上山火事から安全であり、(三)かつ将来、道路、鉄道、水力発電などの障害とならない森林で、面積は一〇〇〜一、〇〇〇町歩の地域が想定された。そのほか、學術上、歴史上重要な人工林、記念樹や巨樹名木の類も選定されることとなつた。

その結果、大正二〜四年に、南富良野長沢の針広原始林、札幌藻岩・円山の広葉樹天然林、厚沢部鶉川の五葉松および広葉樹天然林、同須賀沢のブナ原始林、江差のヒノキアスナロ天然林、洞爺湖中島、屈斜路湖中島、阿寒湖中島の針広天然林、様似の五葉松天然林、根室シンクニタイの針広原始林の十一カ所、計五、九二二町歩が選定され、禁伐、禁猟(一部可猟)の扱ひとなつた(13)。

なお藻岩山についてはアメリカの樹木学者サージェントが実地を訪れ、その植物相の豊富なことを称えたことにより、貴重性がいつそ世間に認識されるようになった。

洞爺湖、屈斜路湖、阿寒湖はいずれも中島だけが選定され、湖周辺の森林に及んでいないことは奇異に感じられるが、これは明治四十四年をピーク(火災件数五二三件、焼失面積二八七、〇〇〇町歩)として各地に大発生した山火事の経験から、安全性を考慮したものと考えられる。

この原生天然保存林は、農商務省が全国の国有林を対象に選定した国有保護林(霧島

等大正四、上高地等大正五)に先がけた制度であった。当時の北海道林業会報には、「此の際本道林業界に關係ある吾人は、聊か鼻の高きを感じずんばならず、又一面に於ては道庁当局の卓見に敬意を表せざるを得ず。」と(18)、原生天然保存林を早期に指定したことに對するプライドが示されている。

天然記念物第一号

天然記念物保存に關する建議は明治四十四年に帝國議會で可決されたが、史蹟名勝天然記念物保存法(文化財保護法の前身)が成立したのは大正八年のことである。大正八年には吉井義次博士が、ついで大正九年には徳川頼倫侯爵、三好學博士が北海道を訪れ、天然記念物指定のための現地調査を行った。その結果、大正十年三月に、阿寒湖のマリモ、厚岸湖カキ島の植物群落、後方半蹄山の高山植物群落、野幌原始林、円山原始林、藻岩原始林の六カ所が、北海道で第一号の天然記念物として指定された。

ここで注意すべきことの一つは、同じ頃、全国的に指定された天然記念物としては、たとえば、東京善福寺の公孫樹、根岸御行ノ松、京都神心寺の大樟、大阪妙国寺の蘇鉄、磯良神社のイボザクラ、などいわゆる巨樹名木の類がかなり多いことである。天然記念物の候補としては北海道でも、錢亀沢白木神社の柝の木、福島村稻荷山の乳房檜などが検討された経緯はあるが(大正四年の北海道林業会報には、老樹名木三八件を含む七四件の候補リストがある)、結果的にはこの種の単木の指定は一件もなく、すべてが植物群落を対象としている。それは「北海道ニ於ケル天然記念物ノ保存ハ、内地ニ於ケルモノト稍々其趣ヲ異ニシ、彼ノ箇々ノ名木、巨樹、老樹ノ如キモノヨリモ、原生林、泥炭沼野、天然保護区域等ノ大ナル天然団体ニ注目シ、之ニ就テ調査ヲ施シ、保存ヲ行フベキモノト思考ス。」との方針が(19)、三好學によつて提唱されたからである。

現在の天然記念物に對する批判の一つに、「初期の運動の熱心な推進者であつた三好學の巨樹名木思想は、天然記念物とくに植物保護に對するの偏見をうえつけたきらいがある」という指摘があるが(20)、北海道の天然記念物はこの批判もあたらぬような、特異で優れた一面をもっている、ということが出来る。

(三) 自然公園の発祥

自然風景地の公園

日本の公園制度は明治六年の太政官布達を基礎として、全国的に公園が設置された

が、その中には自然風景地に立地した公園もあった。たとえば敵島(広島、明治六)、鉅山(千葉、明治六)、奈良(明治十二)、養老(岐阜、明治十三)、松島(宮城、明治三五)、天橋立(京都、明治三八)などがみられる。しかし現在の国立公園にあたるものを設立しようという考え方は、明治四十四年に「日光山ヲ大日本帝國公園ト為スノ請願」および「富士山ヲ中心トスル開設大公園設置ニ關スル建設案」が、帝國議會で論議されたことにはじまるとされている。

日光山の請願の要旨は、日光は東洋の公園、世界の楽園と目せられる景勝地であるが、明治維新以来荒蕪がひどく、その復旧、保全は地元の方力だけではできないので、「日光山ヲ大日本帝國公園ト為シ、欧米ニ於ケル國ノ公園ニ遜色ナカラシ」め、「大日本帝國ノ精華ヲ發揚」されたい。というものであつた(21)。また富士山の方は、従來の公園は小面積なので「國民全般ノ跋涉ニ供スルトコロノ大公園」が必要で、それは「天然ノ形勝ヲ基礎トシテ、而シテ之ニ相当ノ設備ヲ施シタモノ」とすべきである。現にアメリカには「ナショナルパーク」がある。よつて「富士山ヲ中心トシテ開設ノ大公園ヲ設置スルハ國風ノ維持上」適切である。というものであつた(22)。

すなわち日本の自然公園は欧米の国立公園制度を頭にえがながら発想され、また一面ではきたるべき明治五十年を記念して國威を發揚したいという意識があつたのである。

石狩川上流の保護(18)

明治四十四年の帝國議會で日光や富士山の公園化が論議されている頃、北海道でも国立公園運動をすすめていた先覚者がいた。それは愛別村長太田竜太郎である。太田村長は明治四十三年、當時はまだ世に知られていなかった石狩川上流(現在の土川町層雲峡付近)に探検的紀行を試み、その自然景観のすばらしさに驚ろき、すっかり魅せられてしまった。そこで「靈山碧水」と題して、石狩川上流の自然美と將來性を北海タイムスに寄稿したところ、がぜん世間の注目するところとなり、「此の地方土地私下運動猛烈となり、所謂政商富豪其他相競うて狂奔飛躍以て占有せんとする実況」となつてきた。

しかし太田村長にしてみれば、このような優れたところは土地の私下げを行わず、國家で保護すべきが至当と考えられたので、おそらくはその保護策を淺羽靖代議士(北海道旅行俱樂部主唱者)や後藤新平鉄道院總裁(太田村長とは若いときからの友達)に相

談した。すると日光や富士山を対象として「国立公園」という新しい動きがあることを知ったので、太田村長は明治四十四年十月（五月？）、逓信大臣兼鉄道院総裁に対し、「石狩川上流霊域保護国立公園経営の件」という陳情書を提出した（当時は国立公園の主管省が未定であった。鉄道院総裁は顔見知りであり、かつ鉄道院の木下淑夫営業課長が欧米の国立公園を視察した実績をもっていたこともあって鉄道院総裁に出されたと思われる）。

その中で太田村長は、「（石狩川上流の景勝地は）末だ私人に属せざるの地域たるを以て、彼の約十里四方の間を保存禁伐林として断然個人の有に帰せしめず、徐々国家の事業として経営あらん事を切望措く能はず。……方今内外の形成上より神社仏閣及名所旧蹟の保存より国立公園の設備を絶叫する声漸く耳にす、此の機運を逸せず石狩川上流の霊域も亦一大雄断を以て経営するの要あるを認む。」と訴えている。

浅羽代議士は帝国議会で「富士山ヲ中心トスル国設大公園設置ニ関スル建議案」を審議するさい、太田村長の意向をもふまえ、単に富士山を中心とする地域だけでなく、石狩川上流も含め、日本全国から順次に候補地を調査選定するように、と政府にせまった。こうして明治末年には国立公園構想がめばえたが、それは直ちに政府の施策としてとりあげるまでには至らず、大正十年頃までは具体的な動きとはならなかった。

いっぽう層雲峡一帯の土地は、民間有力者の運動が効を奏して、大正二年に不要林として払下げられることが決定した。しかしちょうどその時、太田村長と考えを同じくする林駒之助技師が道庁林務課長となったため、この払下決定はくつがえされて、大正四年に石狩川上流は国有林の水源涵養土砂防止保安林に編入され、保全されることとなったのである⁽¹⁸⁾。なお太田村長はそのご道会議員となり、大正六年には層雲峡付近の自然保護対策をいっそう強力なものとするよう、「勝地保護ニ関スル件」として、「石狩川水源ノ勝地ニ対シ、適当ノ保護方法ヲ講ゼラレシムコトヲ望ム」という建議案を道会に提出している。

大沼公園⁽¹⁹⁾

石狩川上流は国の施策としてその保護を求めたものであったが、道庁の施策として自然風景地に公園が設定されたのは、大沼が最初である。そしてそれは、さきに例示した敵島や奈良公園など、古来の景勝地が公園となったものとは大いに趣きがちがっている。

た。

明治三十年頃までの大沼、駒ヶ岳は、それほど世間に知られた景勝地ではなく、僅かな人たちが葦菜沼を訪れ、また時に函館へ寄港した外国人が駒ヶ岳登山を試みることがある程度であった。しかし明治三十六年に函館からの鉄道が開通すると、その車窓展望の美しさから、大沼、駒ヶ岳の景勝はいちやく世間に注目されるようになった。地元の人たちは汽車の開通によって、大沼一帯が「北海道大楽園」となることを期待して「公園予定地」と呼び、ここを道立公園とするよう道会（議会）に働きかけた。

明治三十六年十一月「渡島国亀田郡七飯村大沼公園予定地ヲ北海道公園トシテ道有財産ニ編入シ、地方費ヲ以テ之レガ経営セラレシムコトヲ望ム」という建議案が道会で可決された。その理由書には、「（大沼公園予定地は）大沼停車場ニ接近シ交通至便、風景ノ美ナル殆ソド他ニ比較ナキノ勝地ナリ。故ニ鉄道開通シテヨリ未ダ半歳ヲ出デザルニ早ク既ニ各地ニ其名ヲ知ラレ、内外人ノ該地ニ遊ブモノ日数百人ノ多キニ達シ、将来夏期避暑ノ好適地トシテ広ク内外人ノ来遊スルモノ多キニ至ルベシ。且ツ来遊者ノ渡道ノ序ヲ以テ札、樽其他本道各地へ鐵路ノ便ニヨリ漫遊スルモノ増加シ、間接ニ本道ノ事情ヲ内外人ニ紹介シ、本道ニ投資起業スルノ誘因トナリ、拓地殖民上裨益少ナカラザルベシ。是レ本道ノ公益上必要ト認メタル所以ナリ。」とある。

大沼は鉄道という近代文明によってその自然美が発見され、人々はそこが新しい時代に即応した観光地として発展し、北海道のショウウインドウとなることを期待したのである。明治三十八年、道庁の横山隆起参事官によって「大沼公園創設案」がたてられ、同時に国有地の使用許可を得て道立公園としての経営がはじまった。大正三年には林学博士ドクトル本多静六東大教授に依頼して「大沼公園改良案」を作り、その方針にもとづいて公園施設整備や植樹が行われた。明治三十八年から大正十年にいたるまでに八万二千元の地方費が大沼公園の整備に支出された。

大正十年には大沼、小沼、葦菜沼の水面および堤防敷地が、国有地から公園目的の道有地へ付与されたので、「大沼公園取締規則」「大沼公園管理規則」が制定され、法的にも整備された公園として、あらためて大正十一年四月に開園された。そのさい大沼周辺の民有林の一部は大沼公園創設案に示された方針によって風致保安林に指定された。このことは国立公園法（昭和六）ができる前に、実質的な地域制公園⁽²⁰⁾（民有地

等を公園区域に含み、その風致規制を行う制度が存在した先駆的な例として、注目すべきものがある。

このように大沼は、その自然美が世に知られると、ただちに近代的知性による自然保護施策がたてられ、俗化、環境破壊が防止されたのである⁽¹⁹⁾。ただし大沼を公園としようとした直接のきっかけは、観光開発、投資起業スルノ誘因⁽²⁰⁾を期待したものであり、この点は企業家が利権の対象としようとしたことを排除するために、石狩川上流の国立公園指定を期待したのとは対照的なことであった。

大沼公園に続くもの

明治三十八年、道庁によって大沼公園の経営がはじまると、それが道内の景勝地保存問題に与えた影響は大きいものがあつた。その主なものを道会の記録から拾つてみると次のようなものがある⁽²¹⁾。

明治三十九年には旭川に近い神居古潭^{カミイコタン}を道立公園とする建議が可決された。それは「本道ノ地タル他ノ府県ト大ニ其趣キヲ異ニシ、区域類ル尨大ナルニヨリ、到底一公園ヲ以テ満足スルコト能ハズ」、大沼は北海道の玄関口であるが、神居古潭は堂室(客間と居間)にあたる景勝地なので、「大沼ト相持チ本道勝区ノ隻壁ト称スベキナリ」というものであつた。

つづいて大正二年には、先に記した原生天然保存林制度に対する援護射撃として、「本道ニ於ケル勝景ノ地域ヲ国有若クハ道有トシテ永久ニ保存シ、天然ノ風致ヲ害セザル為メ樹木ノ伐採ヲ禁止シ、其ノ他適當ナル保護ノ方法ヲ講ゼラレンコトヲ望ム」という建議がだされ、さらに大正三年には三眺山を中心とする網走湖一帯を地方費所管の公園とする建議、洞爺湖周辺の森林を保護して北海道の公園とすることの論議が行われた。大正六年には弁辺村岩谷^{ヘンベエムライハ}(現豊浦町礼文華)の海岸風景と、石狩川上流地帯の勝地保護(前述)の建議案が可決された。

大正八年には全道のな視野から景勝地保護の方針が論ぜられた。函館(大沼)出身の池田醇議員が、「大沼公園のほか」全道到ル処勝地ニ富ンデ居ル、或ハ洞爺湖アリ猿洞湖アリ阿寒湖アリ、……是等ノモノニ対シマシテ本道ハ如何ナル設備ヲサレル御考デアリマセウカ、……末ダ何等手ノ着カヌ、山間ニ在リマシテ非常ニ美シイ天然ノ美景ヲ存シテ居ル所ノ勝地ガ、本道ノ到ル処ニ在ルヤウニ聞イテ居リマス、是等ガ自然ノ拓殖

ノ進歩ト伴ウテ、斯ウ云ウ処ガ開発セラレラウト思ヒマス、開発セラレルト同時ニ、此ノ天然ノ美景ヲ破壊シテシマヒハセヌカト云フ心配ガアリマス、……ドウシテモ共同の公園設備ガ要ラウト思ヒマス、サウストヨリ此ノ全道ノ各勝地ニ対シテ相当御調査ニナルノガ必要ト考ヘマスガ、其ノ御考ガアリマセウカ。」と質問したのに対し、道庁側では「至極御同感デハアリマスガ、今直チニ是等ニ就テ調査ラシテ、適當ノ方法ヲ講ズルト云フマデニ、地方費ノ方ニモ余裕ガ無イト思フノデアリマス。」と答弁している。

要するに道庁当局としても、大沼公園に続いて全道的に道立公園を設定したいという意向はあつたが、財政的には大沼公園の経営だけでせいじっぱいだったのである。なおその後も登別温泉(大八)、札幌円山(大十)、釧路(昭二)、ニセコ(昭二)などの道立公園設定建議がなされている。

登山趣味の普及

明治二十七年に初版が発行された志賀重昂(札幌農学校出身)の「日本風景論」は、それまでの日本の古典的風景観に代えて、近代的、科学的風景観を世人に教え、登山の気風を興作⁽²²⁾し、また英人宣教師ウェストンの「日本アルプス」(明治二十九年・ロンドン)も日本の近代的登山の発祥に大きな影響を与えたといわれている。北海道に在住した英人宣教師バチエラーは「北海道案内記」(明治二十六年)の中で、函館山、駒ヶ岳、札幌円山、有珠山、登別火山などのレクリエーション登山を奨励している。

明治中期の函館は、香港、上海の英国艦隊などが避暑をかねて寄港するところだったので、彼等の中には駒ヶ岳登山を試みる者も多かった。「北海道大楽園」(明治三十六年)には「欧米の貴族紳士大沼に遊ぶもの駒ヶ岳に登らざるは殆どなしと雖も、我邦の紳士にして登山せるもの今日迄にありたるを開かず、函館近くにある一大楽園の開発せられざるの理、推知するに足るべし。嗚呼! 大山、名川を跋涉せざれば安んぞ英雄の気を慰むるに足らんや。」と、新しい登山趣味を啓発している⁽²³⁾。

北海道鉄道(函館—小樽)が開通して間もない明治三十八年、倶知安の人々は蝦夷富士登山会を組織した。「蝦夷富士登山会は毎年七月一日より九月三十日まで登山者に対し種々の便宜を図り、山上には宿泊の小家を供し中途には休憩所を設け、婦女子と雖も容易に登高の道を開かんことを期待して居れり。且つや鉄道に於ては大いに此の挙を

養し、毎年特に函館、黒松内、余市、小樽より俱知安往復の登山客に限り、三等乗車賃金を半減することとなりたり。」というように登山を奨励し、毎夏二千名ほどの登山客を迎えた。

明治三十八年といえ、小島島水、武田久吉などがウエストンの示唆を得て、日本山岳会を創立すべく準備をすすめていた時代であるが、「それにしても邦内で山に登る者が、信仰登山の講中を除いて、百人居るかどうかという心配もあった。」といふほど、登山はまだ一般化していない時代であった。北海道ではもちろん富士や立山などのような信仰登山の伝統はなかったが、富士山に似た羊蹄山は駒ヶ岳などにくらべてて人気が高く、近代的な登山趣味は意外に早く底辺を拡げていたのである。

大正十二年には北海道庁が首領をとり、官製の「北海道山岳会」を発足させた。これは登山の普及と、北海道の自然美を本州の人々に知らせ、有形無形の文化を北海道に導入しようとする目的をもっていた。事業としては大雪山の黒岳と旭岳に石室を設けたり、大沼・駒ヶ岳・羊蹄山・支笏湖・樽前山、十勝岳、阿寒湖・雄阿寒岳などに登山道を整備するとともに、全道の支庁単位に支部をもうけて一般人を対象とした登山会を実施した。また一般社会人が道内景勝地に合宿しながら、大学教授の講義をきく夏期大学や、野幌原始林にキャンプをしながら同様の講義をうける林間学校の催しが、大正末から昭和はじめの毎夏に行われた。そしてまたスキーもその頃から一般に普及しはじめた。

このような登山や旅行趣味の普及が、景勝地保存問題を側面的に促進した役割は大きいものがあつた。

☆

以上みてきたように、北海道の天然記念物および自然公園の発祥については、次のような特性のあることが指摘できる。

(一) 一般に(全国的には)天然記念物や自然公園は明治末期になってから起こったものとされているが、とくに北海道ではそれ以前に、開拓の進展に伴う森林保護に関連して長い揺籃期が認められ、近代的な自然保護思想をただちに受入れる準備が十分にできていたこと。(二) 貴重な自然美が世に知られるようになること、早い時期に原生天然保存林、道立公園など、保護対策を講ずる努力がなされたこと。そしてそれらの制度は全国に先

がけたものであつたこと。(三) 天然記念物は本州のような巨樹名木保存に偏することなく、天然保護区域の設定が行われたこと。(四) 自然公園の発祥には、大沼にみる観光開発待型と、石狩川上流にみる開発否定型の両要素がみられること。(五) 大沼公園ではその創設案(明治三十八年)の中に地域制公園構想の胚芽がみられること。(六) 北海道では早期に近代的登山趣味が普及したこと。

(註)

- (1) 北海道志(明十七、昭四八複製) 下巻二〇二頁。
- (2) 風土略記・道庁行政資料課資料
- (3) 開拓使布令類聚(明十八) 上編四二七頁。
- (4) 長池敏弘・明治期における北海道の森林状況(北方林業・昭五〇、十一月) 一九頁。
- (5) 関矢マリ子・野幌部落史(昭二二、昭四九複製) 一七七頁。
- (6) 北海道用尋常小学読本巻六(明三〇)・北海道開拓記念館資料。
- (7) 仰木重蔵・保安林政策一〇〇年の変遷(昭四三) 三三三頁。
- (8) 北海道山林史(昭二八) a 一二四頁。b 一三九頁。
- (9) 北海道林業会報(明三六、六月号) 十四頁。
- (10) 志賀重昂・日本風景論(講談社学術文庫・昭五一) 下巻一四七頁。
- (11) 三好学・天然記念物(大四) 付録十九頁。
- (12) 北海道旅行倶楽部規則(明三五) 北海学園大学図書館資料。
- (13) 北海道林業会報(大九、十月号) 三三三頁。
- (14) 天然記念物調査報告 植物之部第二輯(大十五) 六〇頁。
- (15) 沼田真編・自然保護ハンドブック(昭五一) 三頁。
- (16) 永島正信・「日光山ヲ大日本帝國公園ト為スノ請願」について(国立公園五二年十二月) 十九頁。
- (17) 宇野佐・「国設大公園設置ニ関スル建議」について(国立公園四五年十一月) 四頁。
- (18) 俵浩三・北海道に於ける自然公園の発祥(下)(国立公園五二年七月) 八頁。
- (19) 俵浩三・北海道に於ける自然公園の発祥(上)(国立公園五二年六月) 八頁。
- (20) 道会速記録・道議会事務局資料。
- (21) 北海道大衆園、一名大沼案内(明三六) 十七頁。
- (22) 沢石太編・北海道旅行案内第八版(明四一) 八五頁。
- (23) 武田久吉・小島島水発見記(日本山人全集・山の風流使者・昭四三) 六〇八頁。

は、あるいはまだ摩周湖の景には接していなかったのかも知れない。

こうして阿寒が国立公園候補地となったことを知ると、地元の人たちはもう少し、觀光を期待し、ただちに候補地の区域を拡大するよう運動をはじめた。大正十年十二月には「釧路国川上郡屈斜路湖ヲ中心トシテ釧北國境ヨリ、摩周湖、跡佐ヌブリ、阿寒湖ヲ含ム一帯ノ勝地ヲ将来国立公園ト成ス目的ヲ以テ、相当保存ノ方法ヲ講ジ、之ヲ天下ニ宣傳紹介スルト共ニ、急速交通ノ便ヲ開カント望ム」との建議案が道会で可決された⁽³⁾。この地元の運動は効を奏し、大正十二年に内務省(中越延豊技手担当)による調査が行われたさいは、摩周湖、屈斜路湖も調査地に加えられた。そしてやがてこれが正式な国立公園候補地となったのである。

大雪山の登場

いっぽう大雪山は、明治末年に愛別の太田村長が石狩川上流の保護を訴えたが、土地払下げ問題は一応解決していたので、いつしか忘れ去られてしまった。大正十年頃の大雪山はまだ人知れぬ秘境で、僅かに小泉秀雄(旭川中学教諭)が大正七年の「山岳」に「北海道中央高地の地学的研究並植物分布の研究」を発表している程度であった。

しかし大正十二年には北海道山岳会が設立され、まもなく黒岳、旭岳に登山路と石室の整備が行われ、大雪山での夏期大学も催されるようになった。それとともに大正十三年には大雪山の科学的研究と登山普及を目的とする大雪山調査会が設立され、大雪山の登山案内書の発行などの活動も行われたので、大雪山への一般登山者は急増するようになった。

登山者が急増すると、高山植物の盗採もあたりまえのように横行した。その頃の登山者にとって高山植物の採集は罪のない行為だった。「山頂残雪の間に尺余の稚桜如々に咲き乱れ、其可憐の容姿は市塵の裡に得て見るべからず。若し夫れ移植して盆裡のものとせば騒客(詩人)の珍品なるを失はず。」というような表現が旅行案内書にみられる。大雪山調査会では大正十四年に、「本道ハ嚴重ナル取締リナク、一、二ノ高山ヲ除キテハ凡テ開放的ナルニヨリ、山頂ニ登リテ寒地(高山)植物ヲ採集シ去ルハ何人ト雖モ誠ニ易々タル業ニ属ス。如斯状態ニ放置シテ顧ミザランカ、折角本道ノ誇リトシ、永ク学会ノ珍タルベキ寒地(高山)植物ノ滅亡ハ近キニアラン。」として、大雪山一帯を対象とした「寒地(高山)植物保護区設定請願書」を関係方面に提出した⁽⁴⁾。

内務省の十六国立公園候補地の現地調査は昭和三年をもって完了し、昭和六年四月には国立公園法が成立した。いよいよ国立公園候補地の確定が間近かになってきた。そのため北海道庁(拓殖部)では昭和六年六月に、「北海道ニ於ケル国立公園候補地調査概要」を作成し、阿寒、登別、大沼の概要を紹介するとともに、道庁が独自に調査した大雪山の景観⁽⁵⁾を付記して、大雪山を国立公園候補地にするよう運動をはじめた。その頃の国立公園運動は、「熱心な督励者は関屋延之助拓殖部長であった。その関屋氏が大雪山支持者で、予定にはないが、是非割込ませよと準備が始められた。……とにかく阿寒の入選は確実だったから、大雪山は万一の場合、阿寒の延長拡大として編入に努めよというのが、道庁当事者の肚であった。」と伝えられている⁽⁶⁾。

ここで想定された国立公園区域は現在のものの三分の一ほど、大雪山から十勝岳へかけての一带(上川支庁管内)だけで、ニベツ山、然別湖など(十勝支庁管内)は入っていないかった。これを十勝側まで広げたのは、林豊州(十勝毎日新聞)など地元関係者の運動成果である。

昭和六年の夏、田村剛博士は単独で、また藤村義朗男爵(貴族院議員)、本多静六博士(東大名誉教授)、鷹司信輔公爵(貴族院議員)などは国立公園委員調査団として、それぞれ北海道内の国立公園候補地を現地調査した。その結果をふまえて昭和七年十月の国立公園委員会で、全国十二カ所の国立公園候補地が正式に決定された。北海道からは阿寒と大雪山が入り、登別と大沼は自然景観がやや劣るとしてその選からもれたのである。阿寒と大雪山の国立公園指定は昭和九年十二月のことであった。

このように阿寒と大雪山は、北海道の開拓が進展するなかにあつて、原始的景観がよく保持された処女地であり、それが世に出るとほとんど同時に、国立公園としての方向づけがなされはじめたのである。

(二) 国立公園の本質論争——保護と利用

阿寒と大雪山への期待

昭和六年に阿寒と大雪山の国立公園候補地を視察した国立公園委員の藤村義朗男爵と一条実孝公爵はそれぞれ次のように印象を語っている⁽⁷⁾。

(藤村)「大自然が維持されてゐる点は内地の候補地よりよい。阿寒大雪山等特にさうである。しかしこの大自然が破壊されつつあり、土地の人は余程気をつけないと山の上

までケーブルが出来たり自動車が出るやうになるかも知れぬ。景勝地へ行くまでの交通は大いに開発せねばならぬが、一步その内に入るとゆつくり歩かねば觀賞できない。自動車道やケーブルは禁物だ。」

(一)「阿寒でも層雲峡でも観光客を引くには今後大いに享樂設備をしなければ駄目だと思ふ。……リュックサックの学生を呼ぶには現在のままがよからうが、觀光地とするには旅館でも料理屋でも美人を揃へて俗化させるがよい。俗化は即ち人間化だ。……但しそれは区域を限定する必要がある。」

この二人の意見は、そのへだたりの大きいことに驚くが、国立公園が世間の注目を集めはじめた頃、人々は国立公園に対してさまざまなイメージと期待をもっていた。そして行政当局は国立公園の本質を、必ずしも明確に国民の前に示さなかつた。武田久吉博士は大正十一年に、「元來、候補地を選定するにはそれに先立つて国立公園とは如何なるものであらうかを大體であらうとも正確に知つて置く事が必要である。然しこれについて確固たる考案を有する人は邦内に幾人あるであらうか。政府にしても何等精細な定義を發表して居ない所を以て見ると、政府内に果して定説があるかどうか怪まざるを得ない。己に如何なる種類の公園を建設し、如何なる施設を為すべきかを決定しない前に、候補地を選定するが如きは空中樓閣を夢みるよりも更に滑稽と謂はざるを得ない。」と朝日新聞紙上に論じた(7)。

その頃の国立公園へのアプローチのしかたは、国民の保健休養の利用を重視する説と、天然記念物を核として自然保護を重視する説に大きく分れていた。

国立公園の民衆的利用

国立公園の保健休養的利用説は田村剛博士によつてとなえられた。それは国立公園の民衆的利用という言葉に置きかえられて、大正デモクラシーを快く刺激した。田村博士は大正十年に「国立公園の本質」と題して次のようにといている(8)。

国家は国民保健のために、或は又學術宗教道德等一般国民教化のために、国民的な大公園を所有しなければならぬ。又国家は内外に對する体面上、或は國賓その他外客鑒応慰藉の爲に國際的な公園を經營しなければならぬ。夫等國家直接經營にかかる公園を總稱して国立公園といふのである。そこで国立公園の特質としては大凡次の各項を具備するを理想とする。

(一) 国土を代表するに足る大風景たること。

(二) 国土國民を記念するに足る史蹟天然記念物を有すること。

(三) 國民の体育休養に関する施設を有すること。

ここでは自然保護がやや輕視されているが、これをいつそう明確に論じたのは本多靜六博士である。本多博士は次のように主張する(9)。

「眞に人類一般に必要なものは之を總べて善なりと解する。道路、鉄道、水力電気等の如きは今日の文化生活上欠くべからざるものであつて眞に善事である。隨て眞に人生一般に必要な此等事業の爲めには、或は他に避くるの途なき場合に於ては、多少自然の風景や、天然記念物も時には之を損傷し、破壊し、又は之を移動せしむることがあつても亦已むを得ないとするものである。併しながら此眞の必要即ち眞善を冒さない範圍内に於ては、天然の山水美や天然記念物等は極力之を保存し、又は之を助長せんとするものである。」この意見は近年の環境問題における産業經濟優先思想の源流をなすものであらう。

国立公園の天然記念物的保護

これに對して天然記念物保護に関心の深かつた徳川倫頼侯爵は、「天然の景物美を保護する地帯と、寧ろそれよりも普通の意味に於ける娛樂慰安を民衆に与へることを主眼とし、天然の景物美を第二位に置かれると云ふやうな地帯とは全く別のものとして取扱ひたい。」といた(10)。

また上原敬二博士も、田村説のような公園は国立公園ではなくむしろ「國民公園」であつて、そのような利用を主とするところは「府県立公園の類であるならば我々は一言の異議をも挿むものではない。然しながらこの説を国立公園に當てはめられては、他に類例のない絶景地を破壊され、永久に恢復し能はざる窮地に陥れるのである。」として、国立公園の本質を次のように要約している(11)。

(一) 天然記念物を包有しその保護と維持とを主目的とすること。國民の保健衛生は決してその主目的ではない。

(二) 天然の現状を極力維持し、その区域は法規を以て産業を禁じ、人為的破壊に委せざることを。

(三) 市民の遊覽、來遊は自然の勢として之れを拒むことは出来ないが、それを主とし

て考へる必要はなく、むしろ従として認むること。

④ 道路、鉄道、宿舎、其他の人為的設備は出来るだけ自然と調和を保たしめ、天然を破壊するが如きことを絶対避け、止むを得ざる場合には寧ろ中止するに如くはない。

(四) 略

論争の行方

大正十年頃の国立公園問題は、同じ内務省の中にあつても、都市公園を主管する衛生局保健課と、天然記念物を主管する大臣官房地理課において、それぞれに調査が行われていた。そして当然のこととして、田村、本多説は前者によって支持され、徳川、上原説は後者の支持を得た。またある時には役所のセクシヨンの意向にそつて、それぞれが説をなしたこともある。地理課の方はすでに史蹟名勝天然記念物保存法(大正八年)による新しい仕事をすすめていたので、国立公園の方は保健課に一步の後れをとつた。やや先行した保健課では大正十年に前述の十六国立公園候補地を公表したのである。

国立公園候補地が公表されると世間の反響は大きいものがあつた。国立公園はそれまでの山間へき地に光明を与え、地元にししい観光の産業を期待させた。これは政治家にとつても大きな魅力だったので、見逃すことなく自らの人気とり政策に利用した。「かくの如き地方有志の運動、政治家、代議士の策戦、地主の暗中飛躍、それらが或は経となり、時に緯となり」世情をますますわかせる、新聞は国立公園への期待を綴つた。帝國議會に提出された全国からの国立公園に関する建議と請願の件数は、大正十一年以降に急増した⁽¹⁾。(なお大正十三年が少いのは関東大震災後の影響による)

大正十年	十一年	十二年	十三年	十四年	十五年	昭和二年
一件	六	二七	一	十五	十八	二四

北海道からは、支笏湖・倶多楽湖(大十二)、定山溪(大十二)、有珠岳・洞爺湖(大十四、十五)、支笏湖(大十五)、野幌官林森林公園(大十五)、蝦夷富士(大十五)、千歳村(大十五)、有珠岳・洞爺湖・登別温泉・羊蹄山・定山溪・支笏湖(昭二)がみられる。

全国どこでも国立公園指定を念願する地元や政治家としては、当然のこととして地元の観光的發展を期待したので、国立公園を嚴重に保護するという内務省地理課の説より

は、国立公園に保健休養の設備を設け、民衆の利用に供するという衛生局保健課の説をより強く支持するようになった。また国際観光の振興という大義名分もあつた。こうして日本の国立公園は「如何なる種類の公園を建設し、如何なる施設を為すべきかを決定しない前に」、なかば役所のセクシヨナリズムにより、なかば社会的反応により、既存の組織の定型にはめこまれて、その本質、性格を固めていつたきらいがみられるのである。

昭和六年、国立公園法案が帝國議會に上程されたさいの理由書には、「国立公園ヲ設定シ、我が国天与ノ大風景ヲ保護開発シ、一般ノ利用ニ供スルハ国民ノ保健休養上緊急ナル時務ニシテ、且外客誘致ニ資スル所アリト認ム、是本案ヲ提出スル所以ナリ。」とある⁽²⁾。「日本の国立公園は内務省衛生局が主管したこともあつて、自然保護の理念をやや薄め、保健休養を強調したかたちで、その第一歩をふみだしたのであつた。このことはアメリカの国立公園が創設以来、自然環境を損なわないうようにして次の世代に引き継ぐことを大きな眼目としているのと、よい対照である。

(三) 支笏洞爺など——戦中戦後の国立公園

北海道景勝地協会

阿寒と大雪山が国立公園に指定されるのを一つのきっかけとして、北海道内各地では郷土風景に対する意識がにわかになつてきた。そこで道庁では昭和七年に、道内各市町村に「郷土自慢の風景」を調査報告するよう求めたところ大きな反響があり、五十五地域がリストアップされた。

続いて昭和九年には道庁関係部長、鉄道局参事、林野局支局長、北大教授などからなる北海道景勝地協会が組織された。景勝地協会では五十五地域のうち、北海道を代表するにふさわしい景勝地は、いづれ道立公園に指定するという含みをもつて、十八景勝地を選定した。それは、①支笏湖及中山峠、②恵山、③江差及奥尻島、④羊蹄山及ニセコアンヌプリ、⑤積丹半島、⑥夕張岳及声別岳、⑦兜沼、⑧天売島及焼尻島、⑨利尻島及礼文島、⑩能取半島、⑪チミケツブ湖、⑫洞爺湖及登別温泉、⑬絵鞆半島、⑭南日高海岸、⑮狩勝峠、⑯長節沼及温根沼、⑰野付岬、⑱色丹島(北方領土)の諸地域であつた⁽³⁾。

北海道景勝地協会の会長は道庁長官の佐上信一がつとめた。佐上長官は内務省時代に

国立公園行政に關与したこともあり、また自ら登山、スキーを楽しむ人だったので、景勝地行政には特に力を注いだ。北海道在任中に阿寒や大雪山の登山にしばしば汗を流し、利尻山にも登った(長官山の名を残す)。恵山を訪れたさいは道立公園としての適格性に自ら太鼓判を押し、地元の村民を喜ばせた。

景勝地協会では道庁から潤沢な補助金を得て、国立公園の動植物学術調査報告書、景勝地解説書、温泉地案内書など、各種の啓蒙的出版物を次々と発行するとともに、阿寒や大雪山の歩道整備やトムラウシ避難小屋の建設なども行った。景勝地協会は自然公園の夢を大きくふくらませつつあった。

しかし日中戦争から太平洋戦争へと時局が悪化してゆく中であって、十八景勝地の道立公園化は実現することが難しくなった。また国立公園は銃後を守る青少年の身心錬成道場として見直され、徒歩旅行が奨励されるようになり、阿寒や大雪山には多くの「健民コース」が設定された。阿寒の横断道路では木銃をかついだ青少年による夜間行軍も行われたという。こうして国立公園も著しく戦時特色を深めていったのである。

支笏洞爺のクローズアップ(16)

国立公園が銃後国民の身心錬成道場となると、各種交通制限要因の多い戦時下のこともあり、なるべく遠距離旅行を伴わないで国立公園が利用できるよう、人口密度の高い地方に国立公園を配置しようとする気運が高まってきた。北海道では阿寒や大雪山は札幌周辺から遠すぎるので、札幌、小樽、室蘭などに近い、登別、洞爺湖、支笏湖を含む「道南国立公園」が検討された。しかし極度に悪化する戦局の前に、この構想も立ち消えとなり、やがて終戦の日を迎えた。

終戦後の日本は、平和な文化国家をめざして再建に立ちあがったが、観光事業は貴重な外貨も獲得できるので重要な国策の一つとなった。風景日本での国立公園は戦前にもまして脚光をあびはじめた。またアメリカ占領軍も好意的に国立公園行政を支援した。昭和二十一年五月には早くも厚生省(昭和十三年に内務省から分離独立)の国立公園係により戦後に新指定すべき国立公園候補地の検討がはじめられ、北海道からは支笏洞爺地帯が話題にのぼった。これに呼応するように地元の関係市町村では、二十一年六月に道南国立公園指定促進期成会を結成し、不自由な時代にありながら活発な運動を展開した。その年の十二月には衆議院で「道南国立公園指定ニ關スル請願」が採択されるまで

になった。

二十三年にはGHQ顧問としてアメリカ内務省国立公園局からリッチーが来日し、日本各地の国立公園やその候補地を視察のうえ、国立公園行政上の指導や勧告を行った。彼は支笏洞爺地帯も訪れたが、ここにはかなり好印象をもったようである。日本政府に提出した勧告書の中でリッチーは、「国立公園の新しい指定は控え目に行うこと」としながらも、「北海道の洞爺湖国立公園候補地を次の国立公園に指定すること」と、ただ一カ所だけ明記した(16)。ただし洞爺湖の外周および定山溪の私有地は、国立公園とするにはあまりにも産業化されているので、除外すべきである、との趣旨が付記されている。

支笏洞爺地域が国立公園候補地としてしだいに煮詰っていくの前後して、昭和二十一年にはアメリカ兵お気に入りの真珠を産する伊勢志摩が国立公園に指定され、そのほか全国各地から新しい国立公園候補地の陳情請願が殺到し、それは四十地域にも達した。国立公園中央委員会ではそれらの取捨選択を行ったが、そのさい「国立公園選定標準」も戦後の観光需要に合わすように改正された。すなわち戦前の選定標準は、とくに優れた自然の大風景地であることだけが絶対必要条件で、利用性、配置、土地所有関係などは副次的な考慮条件となっていたが、戦後は自然景観と利用条件がまったく同格として扱われるようになったのである。道南国立公園候補地は戦時にクローズアップされたときから札幌などに近いという「利用性」が着目されていたが、戦後の観光立国ムードのついで、利用性は国立公園の本質的性格の中に大きな地位を占めるようになった。二十三年十二月の国立公園中央委員会では、全国四十一地域の中から、支笏洞爺、浅間白根、瀬戸内海(区域拡張)の三地域だけが選ばれて正式な国立公園候補地となった。

支笏洞爺国立公園の指定は昭和二十四年五月のことであるが、戦前の阿寒、大雪山がその利用性の不便さにもかかわらず、原始的景観の優秀性という観点のみから指定されたのに対し、支笏洞爺は自然景観のほか、観光利用的な利便さがかなり加味されて指定されたのであった。とくに定山溪などはリッチーの勧告を無視して公園区域に編入されたという経緯もある。このように阿寒、大雪山と支笏洞爺の間には性格的ながらいが認められるが、国立公園行政上は区別されることなく同一に扱われた。そしてその後の観光ブームの時代へ向って進んだということは、北海道の国立公園にとって幸いであっ

たかどうか疑問の残るところである。ここでは阿寒や大雪山型の国立自然保護公園と、洞爺湖・登別・定山溪型の国立自然休養地公園に(支笏湖のみは自然保護型)、性格分けがなされるべきであったのかも知れない(16)。

道立公園の整備

終戦後の観光立国政策に呼応して北海道としても、林務部造林課に風景施設係をもうけて景勝地行政の立直りをはかった(二十五年林政課国立公園係となる)。また学識経験者で構成される北海道総合開発調査委員会森林部会風景小委員会では、北海道の景勝地行政のあり方について検討を重ね、二十二年には、(一)道南国立公園の指定促進をはかること。(二)ニセコアンヌプリ、南日高海岸、利尻・礼文島、網走湖の四カ所を道立公園に指定すること。(三)荒廃した大沼公園などの公園施設を復旧整備すること。の三点を骨子とする答申がまとめられた。

道としてはその方向をふまえ、大沼公園の遊歩道、橋梁の整備や、温泉ボーリングを行うとともに、道立公園候補地の調査をすすめた。昭和二十五年八月、「公衆の保健慰楽又は景勝地の保護利用を図るため、道立公園の設備及び管理並びに取締について定めることを目的とする」北海道立公園条例を定め、同時にニセコ、襟裳、利礼、網走の四地区が、道議会の議決をへて道立公園に指定された。明治三十八年の大沼公園以来、神居古潭、洞爺湖、弁辺村、十八景勝地などがしばしば話題となりながらも機が熟するまでにはならず、実に四十五年ぶりに実現をみた道立公園であった。

それだけに道としては道立公園の施設整備には力を入れた。二十五(二十九年)には毎年一(二)千万円の予算をつぎこんで、各公園の標識、展望台などをつくることに、大沼の山小屋(紫水荘)、空中観覧車、ニセコの山小屋(チセハウス)などの「観光森林施設」を建設した。この観光森林施設は道が直営する有料公園施設で、新しく指定された支笏洞爺国立公園の支笏湖モーラップ野営場、洞爺湖壮野営場にも適用された。これらの公園施設は丸太や自然石の素材を生かした素朴なもので、アメリカ西部の国立公園施設のデザインを参考にしたものであるが、いかにも北海道の自然風景地にふさわしいものであった。その後も現在にいたるまで、観光森林施設にみられたような荒削りで力強いデザインの公園施設は作られていない(その理由は、名人芸的な仕上げを要することと、丸太の耐久性が必ずしも長くなかったことによる)。

阿寒のマリモと硫黄

終戦後の再建日本にとって、国立公園は平和国家の観光資源として脚光をあびたが、また一方では衣食住などあらゆる面の国民生活は最低の状態で、経済復興のためには国立公園の一部が犠牲になることもあった。とくに阿寒ではマリモと硫黄が自然保護上重大な問題をひき起して世間の注目を集めた。

マリモは阿寒湖の自然、美の象徴で天然記念物に指定されているが、その分布は阿寒湖のうちでも、チュウルイ、キネタン、二地区の水深一(二)米の湖底だけに限られている。マリモはその珍しさ故に観光客に持ち去られ、密売用に盗まれてその数を減じ、また観光船が生育地に入り込み、スクリーナーで水底を攪乱するため、すでに昭和二十三年頃には衰退のきざしがあった。その衰退に拍車をかけたのが、戦後の電力事情の悪化であった。

阿寒湖は国立公園になる前の大正十二年から、発電のための水利用が河川法により許可され、その利用水深は四尺二寸であった。しかし戦後のひっぱり切った電力事情のもとで、需要増となりつつある釧路地方のローソク送電を解消するためには、この利用水深をさらに大きくすることが必要となり、昭和二十四年には六尺二寸の利用水深が認められた。もともと水深一(二)米の湖底に生育するマリモにとって、この利用水深増による減水は致命的なものであった。二十五年春の減水期には多数のマリモが岸辺に裸出した。「チュウルイの湖畔は長さ約一七〇米、幅五(二)三米に亘り無数のマリモが既に白色化して累々と敷きつめられて露出し、その惨状眼を覆うべきものがあつた。」といわれ、それより小範囲の被害だったキネタンベ地区だけでも十万七千個の枯死マリモが数えられた(17)。

以来、毎年春になるとリ発電がマリモかきと新聞を賑わし、二十五年には地元マリモ保護会が結成され、やがて観光客に持ち去られたマリモ返還のキャンペーンも行われ、観光船の生育地乗り入れは自粛されるようになった。二十七年には六尺二寸が再び四尺二寸に戻されたが、マリモの岸辺への打上げ被害は三十年代はじめまで繰返えされた。二十七年にマリモは特別天然記念物となり、三十三年以降は打上げ防止のため、ヨシの移植、防止網の設置などの試行錯誤を重ねながら、三十六年にはコルゲートパイプによる打上げ防止堤が整備された。それ以降マリモの岸辺への打上げ被害はなくなり、安定をとりもどしたが、阿寒湖のマリモは往時の豊かさとは比べるべくもなくなっている。

雌阿寒岳の硫黄は国立公園になる前の明治初年から大正へかけて断続的に操業されたが、搬出に不便なため経営は不振だった。昭和二十六年四月、N鉱業会社が雌阿寒山頂の硫黄採掘の許可申請を行った。これに対し厚生省では「雌阿寒山頂一帯は国立公園の心臓ともいべき貴重な原始景観を特徴とし、厳正に保存すべきところであるから、許可すべきではない。」という方針をうちだした。

しかしこれに対し資源庁では、地下資源の乏しい日本としては、ニッケル、コバルト、タングステンなど多くの重要資源を、世界原料会議（I.M.O.）の割り当てにもとずいて輸入しなければならず、その割り当てを受けるためには見返りとして、日本に豊産する硫黄を輸出することが強く要請されているとして、雌阿寒の硫黄採掘を強くあと押しした。

こうした背景のもとに雌阿寒岳の硫黄採掘申請がなされたので、その判断はまさに戦後の経済復興をとげつつある日本にとって、国立公園の風致維持か、産業の開発か、の二者択一をせまられる困難な問題に発展した。自然愛護派は雌阿寒を掘らなくても他の鉱山の増産で国策は達せられると主張した。地元の阿寒国立公園観光協会や北海道観光連盟も硫黄採掘反対の意見を表明した。ところがこれに対する政治的圧力も相当に強いものがあつた。「如何なる事情が伏在するか知る由もないが、意外千万にもその事態は急速に転換して、政府は突如、暮も押迫った旧態（二十六年）十二月二十日付を以て、遂にN鉱業に対して条件付で採掘許可を与えたのである。」と、当時の国立公園誌はその結末を報じている（17）。

この雌阿寒岳硫黄採掘問題は全国的にも大きく注目されたできごとであった。当時はまだ全国的な規模の自然保護団体は結成されておらず、「尾瀬保存期成同盟」が尾瀬地区の自然保護に活動している程度であった。しかし雌阿寒の問題はこの同盟の自然愛好家に危機感をいだかせ、広い視野での自然保護問題に関心をはらわせるようになった。

そのた尾瀬保存期成同盟は二十六年八月、発展的に解消し、「日本自然保護協会」が設立された（18）。「雌阿寒岳硫黄採掘に関する陳情書」はこの協会第一号の歴史的文書であるが、それは日本自然保護協会発起人有志の名前で作出されており、その中には植物学の中井猛之進、本田正次、林学の田村剛、三浦伊八郎、地理学の田中啓爾、地形学の辻村太郎、画家の小糸源太郎、写真家の岡田紅陽、登山家の田部重治、村井米子といった

人たちが名をづらねている。

北海道でおこった雌阿寒岳硫黄採掘問題は、全国的な規模の自然保護団体を新たに生み出すという、大きなきっかけを作ったのである。

（註）。は全般的に参照したもの。

- (1) 種市佐改・阿寒国立公園物語（阿寒国立公園指定四〇周年記念誌・昭四九）十三頁。
- (2) 新島善直・大自然保存の要と男阿寒岳（庭園・大正十年二月）五五頁。
- (3) 道会速記録・道議会事務局資料。
- (4) 小泉秀雄・大雪山―登山法及登山案内（大正十五）付録二三頁。
- (5) 林常夫・北海林話（昭二九）一八四頁。
- (6) 宮脇生・輝く阿寒と大雪山（北海道林業会報・昭七・十二月）二六頁。
- (7) 上原敬二・造園大系4・自然公園（昭四九）九頁。
- (8) 田村剛・国立公園の本質（庭園・大正十年二月）七頁。
- (9) 本多静六・天然公園（造園叢書、昭三）一八五頁。
- (10) 上原敬二・造園学汎論（大正十三）a 三七七頁、b 三三八頁。
- (11) 愛場秋文・国立公園（昭三）二八三頁。
- (12) 国立公園協会・日本の国立公園（昭二六）三三頁。
- (13) 北海道景勝地協会・北海道の国立公園と景勝地（昭十二）序文。
- (14) 厚生省国立公園部・国立公園に対するC・A・リッチー覚書（昭二三）五六頁。
- (15) 俵浩三・阿寒、大雪山から支笏湖洞爺へ（林・昭五十・九月）十五頁。
- (16) 館脇操・マリモ調査報告―昭二五、二六年度（昭二七）十四頁。
- (17) 雌阿寒岳問題の行衛（国立公園・昭二七・二月）二九頁。
- (18) 日本自然保護協会、自然保護（一号・昭三五）沿革欄。

（北海道野幌森林公園事務所長）

（付記）第三部を纏めるにさいしては、開拓史について関秀志氏から資料のご教示をいただき、また、北海道開拓記念館図書室を利用していただいた。